

第4次鎌倉市図書館サービス計画

令和5年（2023年）4月～令和8年（2026年）3月

鎌倉市教育委員会

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、
わたくしたち市民のふるさとです。
すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、
世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、
さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市図書館ビジョン

鎌倉市図書館では、平成31年(2019年)に鎌倉市図書館の目指すべき姿を明確にすることが大切であると考え、鎌倉市図書館ビジョンを定めました。

～基本方針～ 「つながる ひろがる 100年図書館」

1 つながる図書館 ～いつでも だれでも どこでも！

知りたい情報、求める資料(本・雑誌・AV資料など)と市民をつなぎ、現在と過去、未来をつなぎます。全国の図書館、各種教育機関、文化施設、福祉施設等とつながり、幅広い図書館サービスを提供します。年代も立場もさまざまな人々に、必要とされている資料や情報を届けます。

- ◆ 使いたいときにあいている！
利用しやすい開館時間を設定します。
- ◆ 好きな時に好きな場所で本が読める！受け取れる！
資料のデジタル化や宅配サービスなど、サービス網を広げます。
- ◆ 各種教育機関と連携して、子どもたちの読書を応援！
学校図書館等との連携をすすめます。
障害のある人もない人も使いやすく。
施設のユニバーサルデザイン化をすすめます。
- ◆ 誰でも読みやすい、わかりやすい資料を！
それぞれの人にあった、多種多様な資料をそろえます。

2 ひろがる図書館 ～図書館は世界に通ず！

市民参画・協働の図書館として、市民とともに図書館サービスをひろげていきます。図書館での活動を通し、必要な情報を発信し、さまざまな世代が交流できる場となるよう取組ます。親しみやすく、多くの人が気軽に集うことができる、市民の居場所を目指します。

- ◆ 図書館から皆さんへ、広く情報を発信します！
楽しいイベント、役立つ講座、知ってて便利な情報を届けます。
- ◆ 図書館から始まるみんなの輪！
さまざまな世代が集まり、出会い、なにかが生まれる！そんな場所を目指します。
- ◆ みんなの居場所！図書館の顔はひとつじゃない！
にぎわいも、静寂も、くつろぎも。いっしょに楽しむ親子も、集中したい学生も、たまにはのんびりしたい大人も。ゾーンを分けてみんな快適にすごせる施設をつくります。

3 100年図書館 ～過去から現在、未来まで

全国的にも貴重な鎌倉の歴史的遺産と文化を後世に伝えます。これまでの歩みを大切に、地域資料を通して歴史ある鎌倉の魅力を発信し、100年先の未来にも誇れる図書館を目指します。

◆ 人生100年！100年いっしょ！

生まれたばかりの赤ちゃんから、すべてのライフステージで。
どんな時も力になる図書館になります。

◆ 地域のことは地域の図書館に

地域の情報は、いにしえから未来まで。郷土学習を応援します。

◆ 鎌倉のすべてがここにある。鎌倉のすべてを100年先まで伝える

まちの情報拠点になり、まちの記憶の保存庫になります。

◆ 100年の土台をしっかりと

図書館サービスを充実させていくために図書館を支える司書の育成に取り組めます。

★ 鎌倉市図書館の使命

- 1 多種多様な情報を収集、整理、保存、提供して、市民の知る権利を守り、「いつでも、誰でも、どこでも」望む情報を得ることができる環境を保障します。
- 2 鎌倉市は、古代から現代までと、独自で多彩な歴史を有しますが、その歴史と文化を、責任を持って後世まで保存・継承します。
- 3 鎌倉市図書館は、市民とともに創りあげてきた図書館であり、これからも鎌倉の5地域に1館ずつ、計5つの図書館を「いちばんそばの情報センター」として充実させ、鎌倉市図書館ネットワーク全体の力で、市民の暮らしと学びを応援し、人々の知りたい気持ちに寄り添い応える組織であり続けます。
- 4 利用者の秘密を守ります。

鎌倉市図書館は、鎌倉に住まい、鎌倉に生き、鎌倉を愛する人のための図書館です。

市民の「知る自由」を保障し、誰も取りこぼさない知的セーフティーネットでなければなりません。

市は責任を持って持続可能な図書館経営を行っていく必要があります。

職員は、市民から何を望まれているのかを常に立ち返って考え、市民の声に応え、協働して歩む姿勢を忘れてはなりません。

蓄積された過去を知り、移り変わる現在を学び、未来に思いをはせるための場所。

図書館にしかできないことを見失わず、100年先まで鎌倉に生きる人たちの力になる場所。

それが鎌倉市図書館のあるべき姿です。

目次

平和都市宣言
鎌倉市民憲章
鎌倉市図書館ビジョン

1	第4次鎌倉市図書館サービス計画の概要	
1-1	第4次鎌倉市図書館サービス計画の位置づけ	1
1-2	計画の期間	1
1-3	図書館とSDGs	1
	図書館に関する諸法令／第4次鎌倉市図書館サービス計画の施策体系図	2
2	現状と課題	
2-1	鎌倉市の現状	3
2-2	第3次鎌倉市図書館サービス計画の総括	5
2-3	第4次鎌倉市図書館サービス計画に向けてのアンケート（抜粋）	5
2-4	鎌倉市図書館をとりまく現状とその課題	9
3	第4次鎌倉市図書館サービス計画の目標	10
3-1	第4次鎌倉市図書館サービス計画の目標	10
3-2	目標を実現するための主な取組	10
3-3	図書館ビジョンと第4次計画の体系図	11
	目標1 利用者にとって魅力ある図書館	13
	目標2 誰もが使いやすい図書館	15
	目標3 未来につながる図書館	17
4	計画実行のための体制	18
5	これからの図書館のあり方について	
5-1	鎌倉市図書館のネットワークについて	19
5-2	財源確保に向けて	19
5-3	貴重資料について	19
6	第4次鎌倉市図書館サービス計画 取組事業一覧	20

7 資料編

7-1 法令等

- (1) 図書館法.....31
- (2) 図書館の自由に関する宣言.....35
- (3) ユネスコ公共図書館宣言.....36
- (4) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
（読書バリアフリー法）39
- (5) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する
法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要
.....43

7-2 統計・調査資料

- (1) 第4次鎌倉市図書館サービス計画策定のためのアンケート結果45
- (2) 鎌倉市図書館統計資料.....66

7-3 用語解説（本文中に （下線）のある用語について）72

1 第4次鎌倉市図書館サービス計画の概要

1-1 第4次鎌倉市図書館サービス計画の位置づけ

第4次鎌倉市図書館サービス計画（以下「第4次計画」という。）は、第3次鎌倉市総合計画のもと、鎌倉市教育大綱、鎌倉市教育振興基本計画を構成するかまくら教育プラン、鎌倉市生涯学習プランのもと、鎌倉市子ども若者育成プラン等の他の行政計画と連携・調和を図って策定しました。

この第4次計画は、鎌倉市図書館の目指すべき姿である、平成31年（2019年）3月に定めた「鎌倉市図書館ビジョン（つながる ひろがる 100年図書館）」の実現に向けた鎌倉市図書館のサービス方針を示すものです。

図書館法の第七条の三では、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）でも、図書館は「事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するように努めるもの」とされています。第4次計画はそれにあたります。

子どもを対象とするサービスについては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、鎌倉市全体で取り組む「第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進します。

1-2 計画の期間

計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間とします。これは本市の最上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画（以下「第4期基本計画」という。）の計画期間が令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までであることを踏まえ設定しました。

1-3 図書館とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、貧困、人種差別、環境破壊など、地球規模の問題を解決するために「誰一人取り残さない」という考え方のもと、国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標です。図書館は情報提供機関としてすべての目標にかかわりますが、特に次の目標の達成に大きくかかわると考えています。

SDGs 目標 4 質の高い教育をみんなに

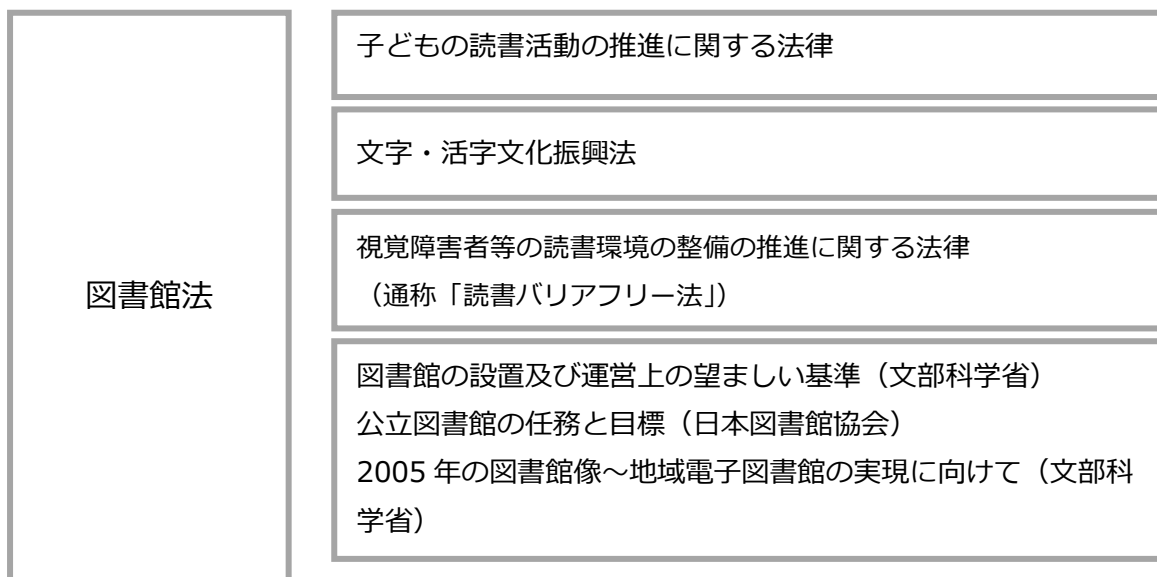
SDGs 目標 10 人や国の不平等をなくそう

SDGs 目標 11 住み続けられるまちづくりを

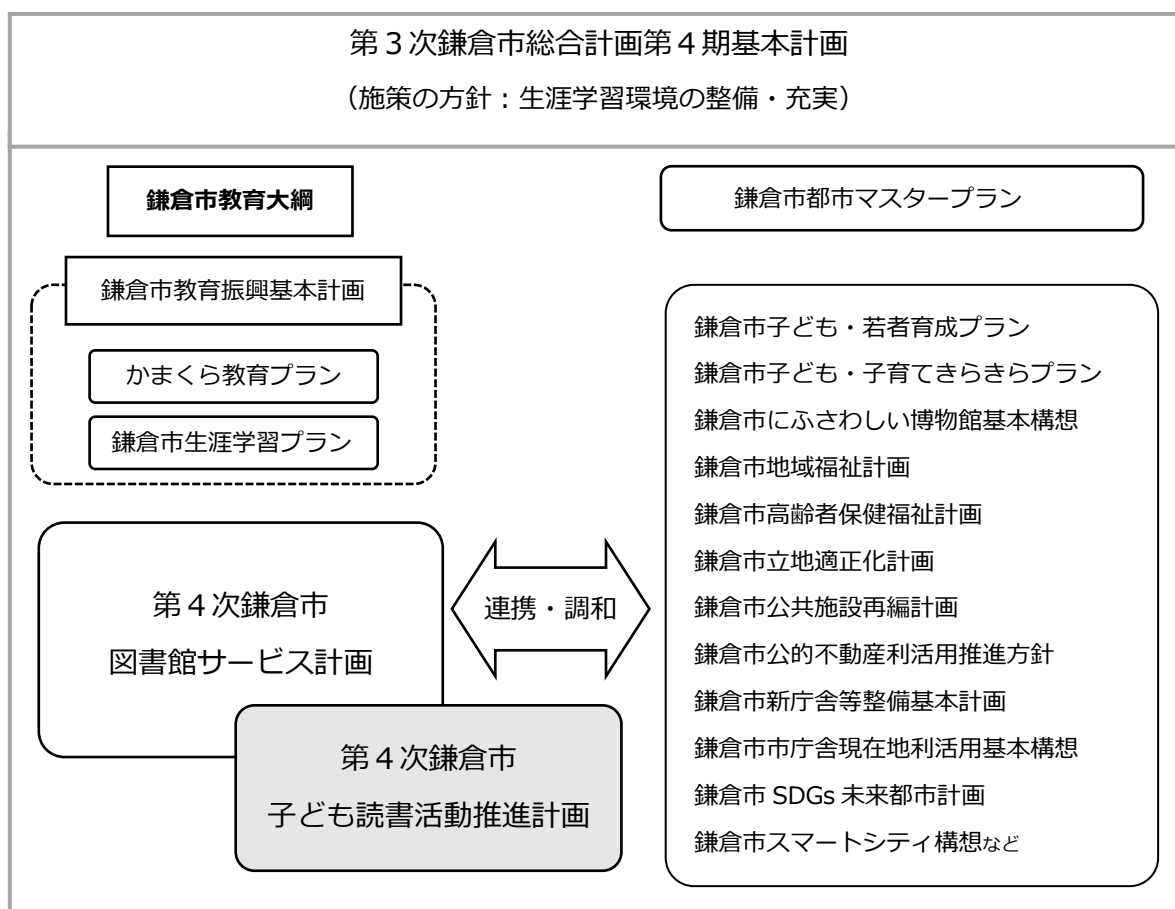
SDGs 目標 16 平和と公正をすべての人に

SDGs 目標 17 パートナースHIPで目標を達成しよう

【図書館に関連する法令等】



【第4次鎌倉市図書館サービス計画の施策体系図】



2 現状と課題

2-1 鎌倉市の現状

- (1) 鎌倉市においても、高齢化が進み、今後の人口減少が予想されています。令和4年（2022年）1月1日現在で、鎌倉市の高齢化率が30.9パーセントとなっており、神奈川県全体の高齢化率25.8パーセントや、全国の高齢化率28.9パーセントより高くなっています。特に後期高齢者の割合が高くなる傾向があり、介護が必要であったり、外出が難しい人が増えたりすることが予想されます。
- (2) 第4期基本計画は、SDGs・共生・共創の視点に配慮して策定されました。平成30年（2018年）に本市はSDGs未来都市に選定され、令和3年（2021年）3月には「第2期SDGs未来都市計画」を策定しました。この「第2期SDGs未来都市計画」には「各個別計画において、今後の改定に合わせ、SDGsの理念を位置付ける」とあります。
- (3) 平成31年（2019年）に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」が施行されました。その理念は、令和4年（2022年）3月に策定された「鎌倉市スマートシティ構想¹」の中でも生かされ、データやテクノロジーを活用して「世界に誇れる持続可能なまち」「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。
- (4) 第4期基本計画にもとづき、鎌倉市教育大綱では「豊かな資源を生かした生涯学習の推進」を目標の一つに掲げています。また、鎌倉市教育振興基本計画を構成する一つである鎌倉市生涯学習プランでは、SDGsにおける達成目標4として「すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」を掲げています。「施策の方針2」では「生涯学習センター等を活用した学習環境を充実し、市民の学びを支援します。」を挙げており、施策の方向性の一つとして「(2) 図書館資料等の充実」を記しています。そして「鎌倉市図書館ビジョン」及び「鎌倉市図書館サービス計画」に基づき、図書館では市民の暮らしと学びを支える多種多様な資料を収集、整理、保存、提供します。ユニバーサルデザイン²化を進め、だれにでも使いやすい学習環境の充実に努めます。地域資料を通して歴史ある鎌倉の魅力を発信し、まちの記憶の保存庫として郷土学習を応援します。」とあります。

- (5) 令和4年(2022年)9月に「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」が策定され、令和10年度(2028年度)、深沢地域整備事業用地へ本庁舎を移転する計画となっています。その新庁舎内には深沢図書館及び深沢学習センターを複合し、また、本庁舎が深沢へ移転した後は「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」により、現在、市庁舎の建っている敷地(市庁舎現在地)に中央図書館及び鎌倉生涯学習センターの機能を導入していくこととしています。

2-2 第3次鎌倉市図書館サービス計画の総括

第3次鎌倉市図書館サービス計画(以下「第3次計画」という。)については、令和4年(2022年)3月の鎌倉市図書館協議会において振り返りを行っています。第3次計画では、課題としていた利用状況に合った開館日と開館時間への変更、図書館業務システム³更新によるホームページの利便性向上、「こどもほんしえるじゅ⁴」設置による子どもの図書館利用の支援体制の強化、貴重資料のデジタル化と近代史資料の保存環境整備などを令和3年(2021年)までに実現しました。

一方、図書館資料については、これまでそれぞれの館で選書を行っていた方法から、資料管理委員会による集中選書方式に変更し、鎌倉市図書館全体の蔵書バランスを見ながら効率的な選書と蔵書構築を行いました。しかし、第3次計画でも市民ニーズを満たす蔵書を達成できず、アンケートでも満足度が低いままでした。引き続き充実を図り、多種多様な資料をもっと多く所蔵してほしいという利用者のニーズを満たして満足度を高めていく必要があると考えています。また、第3次計画の目標の一つであるブランクエリア⁵対策については、移動図書館の実現や新たなサービスポイントの設置は困難で、解決することができませんでした。ハード面では、利用環境やニーズに合わせた図書館内の空間の設定(ゾーニング)をレイアウトの工夫などで試みたものの十分ではなく、新深沢図書館や新中央図書館構想での実現に向けて引き続き取組を進めています。

2-3 第4次鎌倉市図書館サービス計画に向けてのアンケート(抜粋/詳細は資料編参照)

「こんな図書館あったらいいな」あなたの声を聞かせてください。

(1) 目的

鎌倉市図書館の運営やサービス状況、今後予定されている新しい図書館及び電子書籍⁶等のニーズを把握し、第4次計画策定の検討材料とする。

(2) 実施期間

来館者アンケート：令和4年(2022年)7月22日(金)～8月26日(金)

市民アンケート：令和4年(2022年)8月18日(木)～9月6日(火)

(3) 調査対象

【一般向け】

来館者アンケート：鎌倉市図書館(中央、腰越、深沢、大船、玉縄)の来館利用者
館内でアンケート用紙を配付、館内で回収又は、図書館ホームページにてアンケート実施のお知らせに掲載した e-kanagawa⁷電子申請から回答。

市民アンケート：令和4年（2022年）7月現在本市に在住の12歳以上の2,000名の方を無作為抽出、アンケートを郵送。郵送での回答か、アンケート用紙に記載の [e-kanagawa](#) 電子申請から回答。

【子ども向け】（18歳未満）

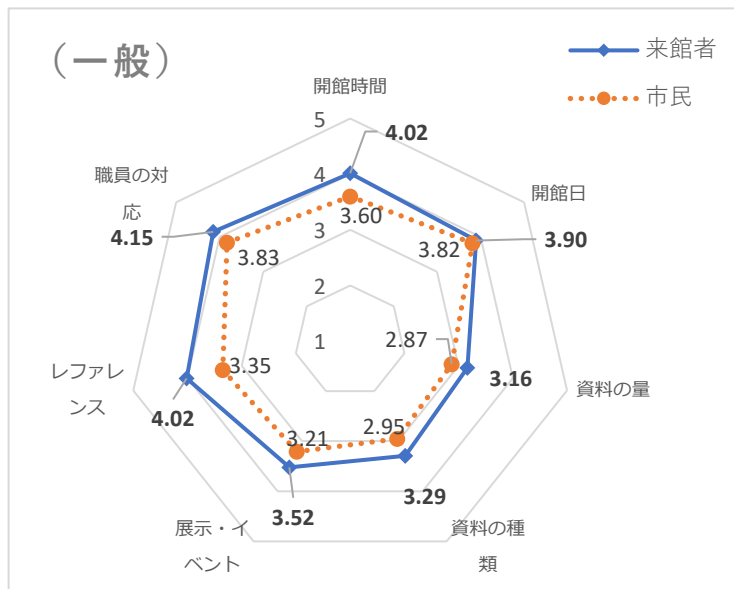
来館者アンケート：一般向けと同様に実施。

市民アンケート：市内小中学校に配布する「なつやすみにおすすめの本」リストに、[e-kanagawa](#) 電子申請のQRコードを添付、webにて回答。

（4）アンケート回収数

【一般】回収数：854 【子ども】回収数：110

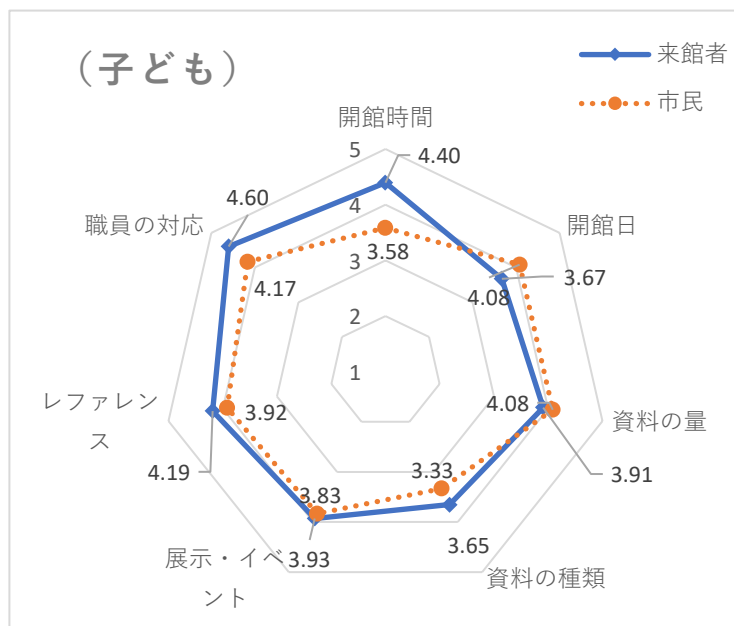
ア 図書館サービスの満足度（外側に行くほど満足度が高い。）



※満足度評点について…

（一般）

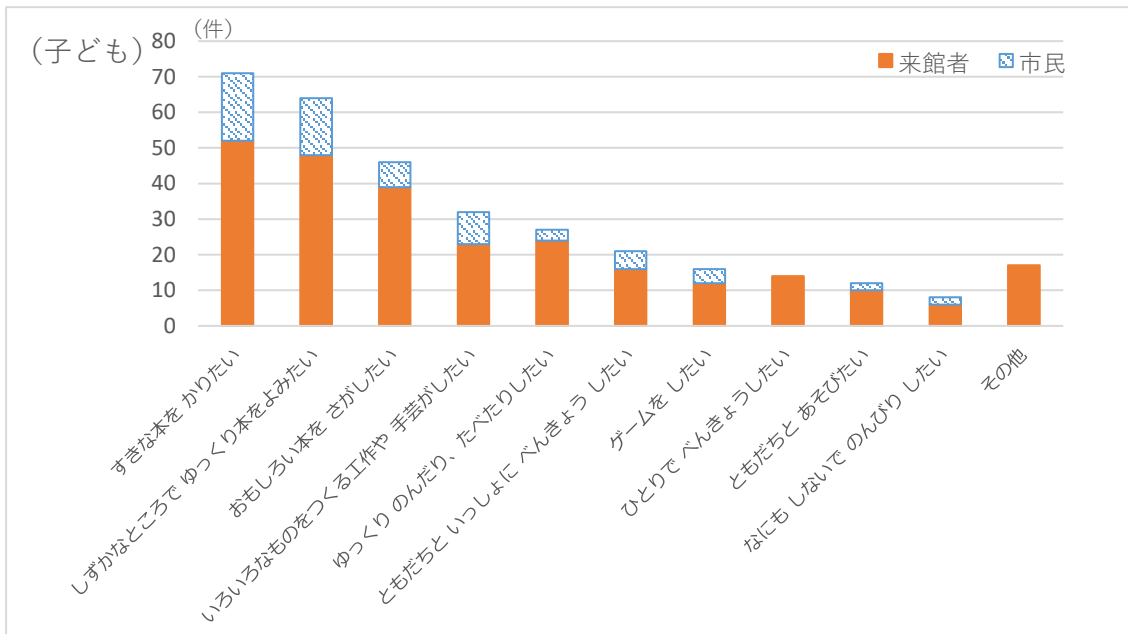
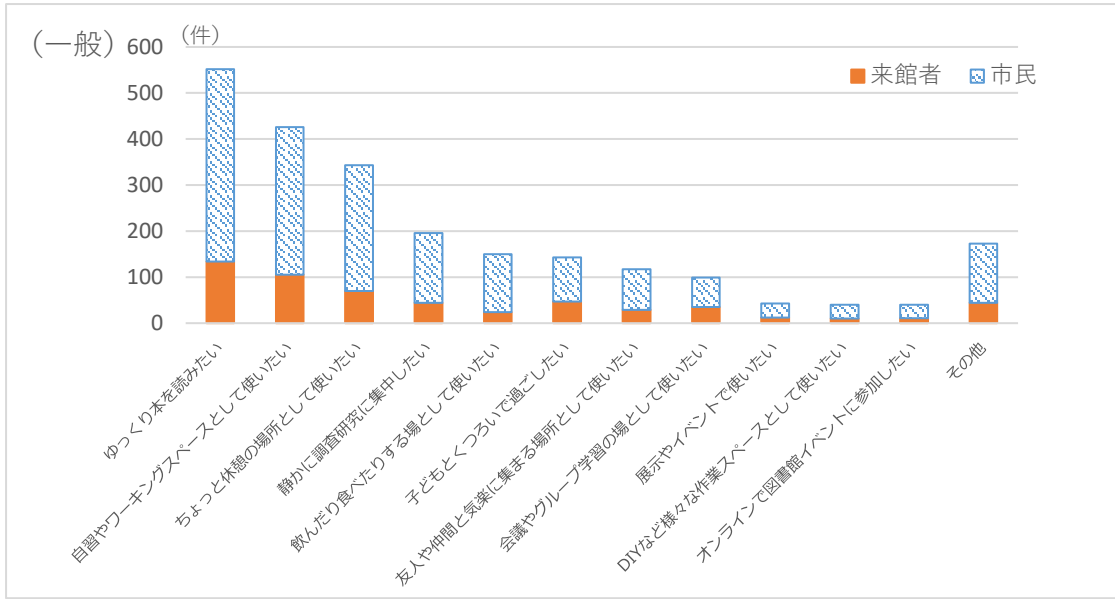
アンケート回答の「満足」を5点、「やや満足」を4点、「ふつう」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とし、合計評点数を回答者数（無回答を除く）で除した値である。



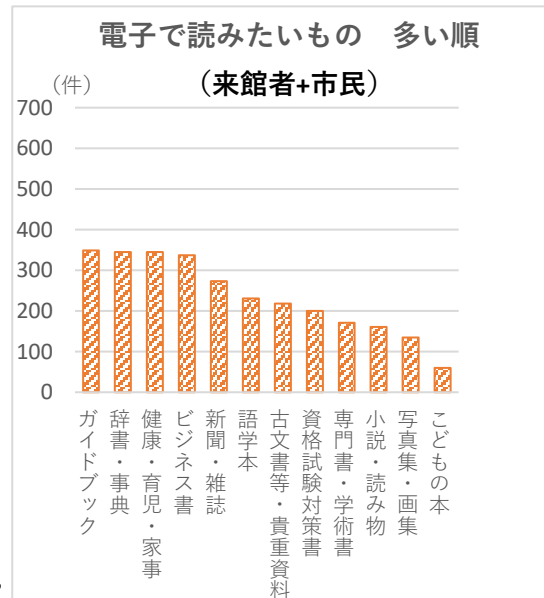
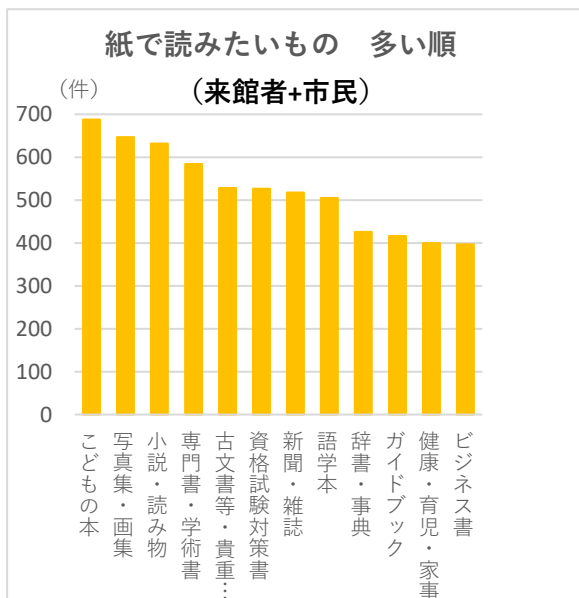
（子ども）

アンケート回答の「よい」を5点、「ふつう」を3点、「わるい」を1点とし、合計評点数を回答者数（無回答を除く）で除した値である。

イ 新しい図書館でしたいこと。(複数選択：3点まで)



ウ 紙で読みたいか、電子で読みたいか。



〈アンケート調査結果から〉

(詳細は資料編参照)

今回のアンケートでは、回答方法に web 回答を加えたので、来館者も市民も、30～50 歳代から多くの回答（全回答の 53%）を得られたと考えられます。さらに、「こんな図書館あったらいいな」というアンケートテーマから、新しい図書館に対する関心の高さもうかがえます。

一般向けアンケートのうち、図書館サービスに対する満足度の質問項目を見ていくと、来館者、市民ともに「職員の対応」の項目は満足度が高く、「開館日」、「開館時間」についてもおおむね支持されています。しかし、「資料の量」、「資料の種類」の項目については来館者、市民ともに、ほかの項目よりも満足度が低いことが明らかです。

新しい図書館でしたいことに関しては、どちらも「静かなところでゆっくり本を読みたい」は共通してあげられていますが、一般向けアンケートではみんなで集まるといふより、一人で静かに過ごしたい、自習やワーキングスペースとして使いたいという傾向が見られます。一方で、子ども向けアンケートでは「工作や手芸」「食べたり飲んだり」など、読書以外のことをしたいという意見が多く見られます。

また、設問には入れなかった施設面について、自由回答の中で学習スペースの新設、閲覧スペース拡大への要望や、快適に過ごせる座席を求める声が多かったことから、新しい図書館には「ゆっくり本を読みたい」というほかにも、「自習やワーキングスペース」「ちょっと休憩」等、多様なスペースがほしいという回答がみられ、様々な用途にあった居場所が求められているのではないかと推測されます。

電子書籍 に関する質問項目では、一般向けアンケートで、紙で読みたいのは、こどもの本／写真集・画集／小説・読み物／専門書・学術書の順、電子で読みたいのはガイドブック／辞書・事典／健康・育児・家事／ビジネス書の順となっていました。子ども向けアンケートでも、電子で読みたいものは辞書・事典、図鑑類が比較的多かったため、今後、電子書籍 を導入する際には選書の参考とします。

今回のアンケートでは、図書館に求められる機能や過ごしやすい空間、更なる資料の充実について具体的な意見を多く聞くことができました。これからの図書館づくりに反映していきます。

2-4 鎌倉市図書館をとりまく現状とその課題

これまで述べてきた現状やアンケートの結果を受けて、第4次計画で取り組むべき課題を整理します。

- (1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(通称「読書バリアフリー法」)が令和元年(2019年)6月に施行され、また令和4年(2022年)5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ⁸・コミュニケーション施策推進法)」が公布・施行されました。今後、高齢化が進むことも踏まえ、誰もが利用しやすい図書館サービスを進める必要があります。
- (2) デジタル技術の進歩に加え、コロナ禍により非接触のサービスが求められた結果、様々な面で社会のデジタル化が急速に進み、図書館においても非接触型、非来館型サービスの要求が顕在化してきました。各種電子サービス等デジタル環境の整備が求められています。
- (3) アンケート結果によると、資料の質や量の充実を求める声が多く聞かれました。利用者のニーズに合った資料の充実を図らなければなりません。資料購入費の確保については、新たな財源確保策も含め検討をする必要があります。
- (4) アンケート結果によると、図書館職員の対応には高い評価を得ています。今後も支持されるよう、研修の充実など図書館職員の知識やスキルの継承に努めます。
- (5) 令和10年度(2028年度)に、深沢地域に新庁舎の開庁を計画している「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」に沿った新深沢図書館と、新庁舎開庁後の市庁舎現在地について、「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」に沿った新中央図書館の検討を行います。その際には要望が多かった本を読んだり、ゆったり過ごしたりするスペースの確保と様々なニーズにこたえられる空間の設定(ゾーニング)が実現できるよう留意するとともに、新深沢図書館は、深沢学習センターと、新中央図書館は鎌倉生涯学習センターの機能とそれぞれ同一の施設に整備されることから、相乗効果が発揮できるよう検討する必要があります。

3 第4次鎌倉市図書館サービス計画の目標

3-1 第4次鎌倉市図書館サービス計画の目標

以上のような課題を踏まえて、次の3つの目標と、目標を実現するための主な取組を決めました。

目標 1 利用者にとって魅力ある図書館

目標 2 誰もが使いやすい図書館

目標 3 未来につながる図書館

3-2 目標を実現するための主な取組

目標 1 利用者にとって魅力ある図書館

重点事業：市民や鎌倉にかかわる人々にとって魅力ある蔵書づくり

具体的な取組：鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

目標 2 誰もが使いやすい図書館

重点事業：図書館を利用しづらい人へのサービスの充実

具体的な取組：一人ひとりに合わせた資料の提供とその周知

各種電子サービス等デジタル環境の整備

利用者の利便性を高める図書館業務システム³の更新

目標 3 未来につながる図書館

重点事業：利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

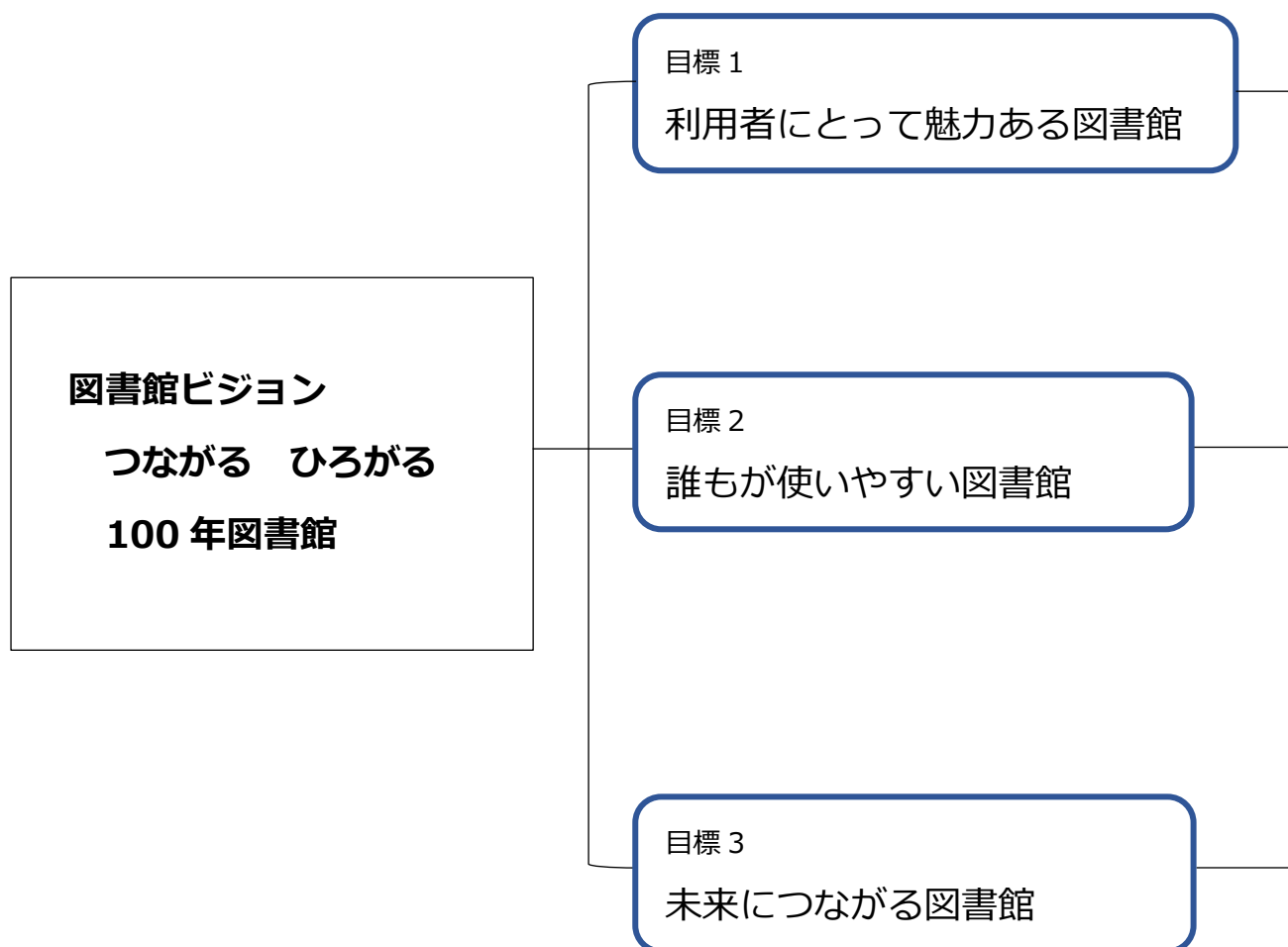
具体的な取組：新深沢図書館の機能の実現に向けた調整

新中央図書館の機能の検討と計画への反映

3-3 図書館ビジョンと第4次計画の体系図

デジタル化社会の進展と、新型コロナウイルスによる社会生活の変化の中で、一人ひとりが生き生きと活動できる、多様性のある社会への要望がますます大きくなっています。鎌倉市図書館の目指す姿である図書館ビジョン「つながる ひろがる 100年図書館」を最終的なゴールとして、第4次計画の目標達成のため、取り組むべき施策の方向性、及び具体的な取組を設定します。

目標



重点事業

重点事業

市民や鎌倉に関わる人にとって魅力ある蔵書づくり

具体的な取組

- 1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討
- 2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

重点事業

図書館を利用しづらい人へのサービスの充実

具体的な取組

- 1 一人ひとりに合わせた資料の提供とその周知
- 2 各種電子サービス等デジタル環境の整備
- 3 利用者の利便性を高める図書館業務システム³の更新

重点事業

利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

具体的な取組

- 1 新深沢図書館の機能の実現に向けた調整
- 2 新中央図書館の機能の検討と計画への反映

目標 1 利用者にとって魅力ある図書館

【現状と課題】

- 1 鎌倉市図書館は今を生きる市民の情報拠点であり、同時に鎌倉のまちの記憶の保存庫です。しかし、アンケート結果から、資料の種類と量は満足度が低く、利用者のニーズを満たすに十分ではない状況です。引き続き、利用者のニーズを把握し、更なる資料の充実に努める必要があります。
- 2 今後も社会の複雑化・情報化がより一層進展することが予想されます。そのような社会において、鎌倉の歴史文化に精通し、地域のニーズや課題を的確に把握しているだけでなく、進歩するデジタル技術を活用しながら高度なレファレンスサービスを提供できる能力を持つ職員の育成が必要です。

【重点事業】 市民や鎌倉に関わる人にとって魅力ある蔵書づくり

1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

【具体的な取組】

- (1) 現在の蔵書構成及び出版状況を比較分析し、鎌倉市にふさわしい蔵書構築を検討します。
- (2) 議会図書室や、総務課行政資料コーナーと連携しながら、行政資料の網羅的収集を実現します。
- (3) 図書館振興基金の活用を図りながら、鎌倉に関する貴重な資料の収集やそれらを補修し、大切に保存・提供していきます。

2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

【具体的な取組】

- (1) 長期的展望に立った研修計画を策定して、知識やスキルの継承ができるよう、職員の育成を図ります。
- (2) 読書バリアフリー法など社会状況の変化に対応できる職員のスキルの向上に努めます。
- (3) 資料と利用者のニーズを熟知した職員が継続してサービスを提供できるよう、必要な職員が配置される体制づくりを目指します。

○ 目標数値指標

※指標の数値は過去の推移を勘案し、目標を設定した。

指標項目	現状	目標	※関東地方同規模自治体の市立図書館平均 平成 30 年度(2018 年度)	貸出密度 ¹³ 上位の図書館平均 平成 30 年度(2018 年度) (人口 15~20 万人)
	平成 30 年度(2018 年度)	令和 7 年度(2025 年度)		
年間貸出点数	1,326,000	1,400,000	1,171,091	1,696,427
蔵書回転率 ¹⁰	2.4	2.5	1.64	1.83
蔵書新鮮度 ¹¹	0.04	0.04	0.04	
蔵書更新率 ¹²	0.09	0.09	0.06	
一般会計に占める図書館費の割合	0.24%		0.41%	
市民 1 人当たり資料費	152.3 円		281.7 円	425.7 円
市民 1 人当たり貸出点数	7.5	8.1	6.49	9.24

※15~20 万人口の関東地方自治体のうち、人口平均が「貸出密度¹³上位の図書館」平均数値人口(183,500 人)に近い 11 市を選んだ。

【小山市、浦安市、習志野市、佐倉市、立川市、日野市、三鷹市、流山市、小平市、小田原市、八千代市】(11 市の人口平均 182,300 人)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を除くため、平成 30 年度(2018 年度)の数値を参考とした。
(『日本の図書館 統計と名簿 2019』より)

目標2 誰もが使いやすい図書館

【現状と課題】

- 1 様々な事情で図書館を利用しづらい人へのサービスが十分ではありません。共生社会の実現に向けサービスを充実させる必要があります。
- 2 読書バリアフリー法、障害者情報アクセシビリティ⁸・コミュニケーション施策推進法が成立し、それに対応した体制が求められています。
- 3 デジタル化社会に対応した各種電子サービス等デジタル環境の整備が求められています。

【重点事業】 図書館を利用しづらい人へのサービスの充実

1 一人ひとりに合わせた資料の提供とその周知

【具体的な取組】

- (1) 大活字本¹⁴、朗読CD、デージー図書¹⁵、LLブック¹⁶、マルチメディアデージー¹⁵等の充実と利用促進をはかります。
- (2) 多言語資料の収集に努めます。
- (3) やさしい日本語の利用案内や活字の大きな利用案内を作成します。
- (4) 有料宅配サービスをはじめとする図書館のさまざまなサービスを周知できるよう広報を強化します。
- (5) サピエ図書館¹⁷の周知に努め利用促進をはかります。

2 各種電子サービス等デジタル環境の整備

【具体的な取組】

- (1) タブレット¹⁸の貸出や Wi-Fi¹⁹の設置など、館内のICT環境の整備方法を検討します。
- (2) 「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の中でうたわれている将来的な「MLA（ミュージアム・ライブラリー・アーカイブ）連携²⁰」を視野に入れたデジタルアーカイブ²¹の発信と活用を促進します。
- (3) 図書館資料のデジタル化と公開を推進します。
- (4) 新聞、百科事典などのデータベース²²の充実に努めます。
- (5) 電子書籍⁶導入の検討を行います。
- (6) 図書館ホームページ内で鎌倉に関する情報コンテンツ²³の連携を検討します。

3 利用者の利便性を高める図書館業務システムの更新

【具体的な取組】

(1) 令和6年度(2024年度)に、新図書館機能を視野に入れて図書館業務システム₃を更新し、利便性の向上を図ります。

※図書館業務システム₃とは、図書の予約・貸出や蔵書の管理・検索など図書館業務を行うために構築されている、他のシステムとは独立したネットワークシステムです。

○ 目標数値指標

指標項目	現状	目標
	令和4年度(2022年度)	令和7年度(2025年度)
大活字本 ¹⁴ 所蔵点数	2,034	2,120(↑約30冊×3年)
デジタル化された資料点数	54,615	58,000
デジタル化資料のホームページアップ件数	1,301	1,600(↑100点×3年)

※指標の数値は過去の推移を勘案し、目標を設定した。

目標 3 未来につながる図書館

【現状と課題】

鎌倉市では、令和4年度（2022年度）に「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」及び「鎌倉市市庁舎現地利活用基本構想」を策定しました。これに基づき、令和10年度（2028年度）に予定される本庁舎移転にあわせた新深沢図書館の開館、その後の市庁舎現在地での新中央図書館開館に向けた機能の実現に向けて引き続き取り組む必要があります。

また、令和4年度（2022年度）に実施したアンケート「こんなとしょかんがあったらいいな」では、図書館に求められる機能や過ごしやすい空間、更なる資料の充実について市民をはじめとした利用者の方から様々なご意見をいただくことができました。新しい図書館の検討を進める中では、いただいたご意見も参考にしながら、より良い図書館を目指します。

【重点事業】 利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

1 新深沢図書館の機能の実現に向けた調整

【具体的な取組】

- (1) 学校との連携、子ども読書活動支援の拠点機能を維持します。
- (2) 市役所と中央図書館及び他の地域館をつなぐ役割を果たします。
- (3) 多様なニーズにこたえられる空間の設定（ゾーニング）を検討します。
- (4) 議会図書室や総務課行政資料コーナーと連携して市民への資料提供に努めます。
- (5) 深沢地域の特色ある資料の収集・保存・活用を継続します。

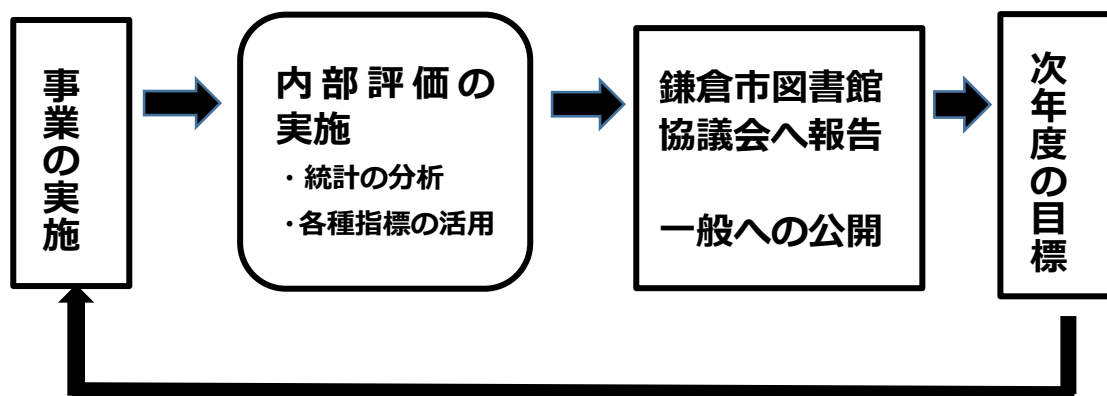
2 新中央図書館の機能の検討と計画への反映

【具体的な取組】

- (1) 鎌倉市図書館全体のネットワークを統括する拠点館としての役割をはたします。
- (2) 鎌倉の歴史と文化を次の世代につなぐ郷土資料の拠点館とします。
- (3) 多様なニーズにこたえられる空間の設定（ゾーニング）を検討します。
- (4) 「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」におけるサテライトとしての図書館資料の更なる充実をはかります。
- (5) 鎌倉市図書館全体の資料保存庫としての役割をはたします。

4 計画実行のための体制

第4次計画を実行していくためには、計画の進捗状況や成果を確認していくことが重要です。1年ごとの進捗状況を確認して、鎌倉市図書館協議会で報告を行い、次年度のサービスへつなげる体制を作ります。



1 計画の進行管理

進捗状況を把握します。

評価・分析を行い、図書館運営方針や目的に照らし合わせ、次年度の目標を設定します。

2 運営状況の評価

利用状況等の統計結果を分析し、各種指標等（文部科学省の「望ましい基準」等）を活用し、内部評価を行います。その結果を1年ごとに鎌倉市図書館協議会に報告し、意見聴取等を行い図書館運営の改善につなげます。

3 計画の進行に関する情報の提供

目標設定、計画の進捗状況や成果は、「かまくら図書館だより」や図書館ホームページで一般に公開します。

5 これからの図書館のあり方について

5-1 鎌倉市図書館のネットワークについて

鎌倉市図書館は、平成31年（2019年）3月に定めた「鎌倉市図書館ビジョン」の実現に向け、とどまることなく、常に前に進んでいきます。利用者にとって魅力ある図書館であり続けるために、5館からなる鎌倉市図書館という大きな枠組みの中で、中央図書館については、移転後も引き続き拠点館としての統括的な役割を担うこととします。また、新庁舎内に移転を予定している深沢図書館については、市役所と同じ建物に設置されることから、市役所と中央図書館や他の地域館とをつなぐ役割を担うとともに、「かまくら読書活動支援センター」²⁴の事務局として、学校をはじめとした関係者とともに連携を図り、子どもの読書活動を推進していきます。腰越、大船、玉縄図書館については、それぞれの地域の特性を生かしながら、地元で根付いた活動を継続していきますが、鎌倉市公共施設再編計画など既存の計画と整合性を図りながら、そのあり方について検討していきます。

全館共通の取組としては、これから予定される新図書館の整備に伴い、ICタグ²⁵、予約本受取機、紛失防止システムの導入やWi-Fi¹⁹環境の整備について検討を進め、ユニバーサルデザイン²を採用し、誰もが使いやすい、未来につながる図書館の実現を目指します。

5-2 財源確保に向けて

課題である資料購入費の確保については、他市の事例等を参考に、イベント時の寄附採納の活用など、新たな財源確保策も含め検討をします。また、ふるさと寄附金制度が浸透するなど、社会状況の変化が生じていることなどから、既存の基金の活用方法等も含めたあらゆる可能性を検討し、図書館としてできる財源の確保に向け努めていきます。

将来にわたり利用者の利便性に寄与できる事業については、次期鎌倉市総合計画と計画開始年度を合わせ、実施計画など市の施策と連携し、可能性を高められるよう検討していきます。

6 第4次鎌倉市図書館サービス計画 取組事業一覧

鎌倉市図書館は、平成31年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの第3次計画では、中央図書館と各地域館が連携し、市民と協働してサービス提供に取組み、直営体制で安定的かつ効率的な運営を図ることとしてきました。「鎌倉市図書館の現状と課題」や「鎌倉市図書館の使命」を踏まえ、第4次計画におきましても、3つの目標の実現に向けて目標ごとに「1 資料」「2 サービス・人」「3 施設」の視点から取組み、図書館サービスの一層の充実を目指します。

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

重点事業：市民や鎌倉にかかわる人々にとって魅力ある蔵書づくり

具体的な取組：鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

資料と利用者を熟知した職員の育成

★は第4次計画の重点事業です。

1 資料

項目	第4次計画での取組
資料収集・保存・管理	資料管理方針・資料管理基準にのっとり収集する
	★資料選定の力を維持向上させるための研修を実施する
	選書方法の多様化に努める
	本を選ぶための様々な情報源の活用に努める
	財源確保に向けた取組を行いつつ、適正な資料収集に努める
	地域の課題解決に即した資料収集に努める
	公共施設再編計画を踏まえ、保存スペースの算出と保存環境の整備を検討する
	★多言語資料の収集に努める
	危険要素を洗い出し、事業継続計画を検討する
	災害時に備え、各館に資料を分散させて保存する
	関係課と連携し資料の適切な保存に務める
	緊急時、貴重資料を守るため行動訓練を行う
	紫外線カット照明、窓ガラスフィルムなど、資料の劣化への対応を図る

項目	第4次計画での取組
貸出（全般）	★図書館施設と蔵書の魅力を高め、年間貸出点数、市民一人当たりの貸出点数の向上を目指す
	利用者のプライバシーに配慮し、セルフ貸出機の利用率を上げる
	新たな資料との出会いにつながるような企画・展示を実施する
貸出（AV 資料）	★図書館業務システム3更新時や新館移転の際、インターネット配信サービスの導入を検討する
	財源確保に向けた取組を行いつつ、適正な資料収集に努める
	上映権付映像資料の購入により代替とすることを検討する
貸出(視聴覚ライブラリー)	16ミリフィルム等の資料の劣化を防ぐ環境整備に努める
予約（市内に所蔵がある資料への予約）	多数の予約がある場合は、複本をそろえる
	督促頻度や方法を検討し、改善する
リクエスト（市内に所蔵がない資料の希望）	リクエスト受付から提供までの期間分析を行い、期間短縮を実現する
	リクエストの分野分析から市民のニーズを探り、選書に反映させる
	財源確保に向けた取組を行いつつ、適正な資料収集に努める
鎌倉女子大学との連携	鎌倉女子大学との相互貸借についてPRを強化し、活用を促す
	鎌倉女子大学との連携を強化し、協力事業を開催する
県内の図書館からの借用による提供	借用した資料の分析を行い、選書に活かす
	相互貸借の目的・意義を再確認し、目的にかなった資料を借用する
パンフレット、チラシ等の収集と配布	鎌倉に関するパンフレット、ちらしなどの展示・保存のための資料を獲得し、連携先への要請も継続的に行えるようシステム作りを行う
	重点事業に関連するものは積極的に収集する
	地域の情報の収集タイトルを広げる
郷土に関する資料の収集	地域館を核として、各地域の資料収集に努める
	★収集保存基準の見直しを図り、鎌倉固有の資料を確実に後世に伝える
鎌倉の歴史と地域を知るための資料提供	鎌倉を調べるためのツールの作成や、鎌倉関係資料の作成により、利用者の利便性向上と職員のスキルの向上の双方を実現する
郷土について調査研究の成果の還元	外部講師や専門家を講師に迎えるなどの研修の継続実施により、全体のレベルアップに役立てる
行政資料の網羅的な収集と保存	収集保存基準を作る
	毎年決まった時期に庁内に資料提供の呼びかけを行い、収集に漏れないようにする 【関係課】
	図書館職員に向け、行政資料についての研修を行う
市役所関係部署との連携	★議会図書室や総務課行政資料コーナーと連携して相互利用について検討する 【議会事務局】 【総務課】

項目	第4次計画での取組
市役所の行政サービスの遂行と向上への支援	行政サービス支援を念頭に置いた選書を行う
	市職員に対して業務上での図書館の活用について、継続的に研修を実施する 【職員課】
	市職員に対し図書館サービスを周知する
貴重資料の収集・保存・管理	図書館振興基金のPRをすすめ、活用を図る
	★図書館振興基金を活用し、鎌倉に関する貴重な資料の収集や、それらを補修し、大切に保存・提供していく
	緊急時、貴重資料を守るための行動訓練を行う
貴重書（コレクション）の保存・管理	優先順位を明確にし、優先度にあった保管をしていく
	将来的な利用方法も考えながら、管理基準を作成する
貴重書（コレクション）のデータ整備	優先順位を明確にし、データに付加していく
	種類（サイン本、献呈本、戦前資料等）が分かるようにする
近代史資料の収集・保存・整理	資料の種類ごとの保存方法を研究する
	近代史資料のデータ入力及びデジタル化をすすめる
近代史資料の公開と提供	資料を次代へ継承するため保存を第一に考えた上で、機会を見つけ現物を展示する等、資料の利活用を図る。また、資料の解題を作成するなど、閲覧等の要望に応えられるよう公開するとともに、提供していく。
歴史的公文書の収集・保存・整理	歴史的公文書のガイドラインの周知に努め、継続的に研修を実施する
市史編纂事業	既刊の市史編纂時の資料の公開に向け、資料提供者への許諾を取る

2 サービス・人

子どもの読書活動の支援については「鎌倉市子ども読書活動推進計画」の中で推進していきます。

項目	第4次計画での取組
ホームページの活用	より分かりやすく即時性のあるホームページ作りをすすめる
市民・団体との連携協力	市内各地域図書館と、それぞれの市内各地域の協力団体との連携を周知し、継続して進めるために担当者を置く
市役所及び市内各種機関との連携協力	市政と市内各種機関の目標を把握し、お互いの目標を達成できるような活動を検討する 【関係各課】
生活情報の収集提供	時機に沿ったテーマ設定の講座を開催していく
	パスファインダー（テーマ別調べ方案内）の作成と更新を年1回以上行う
医療情報支援	幅広い視点から最新の情報を提供する

項目	第4次計画での取組
生涯学習の啓発	目的を明確にしたイベント計画を立てる
	地域ならではの講座を開催する
	高齢者の知識や経験を活かす活動の場を提供する
レファレンス	レファレンスサービス ⁹ をさらにPRする
	レファレンス事例の一般公開件数 300 件を目指す
	類縁機関 ²⁷ への照会も積極的に行う
職員のスキルの向上	★レファレンス力を向上し、全員が同じレベルで回答できるよう、長期研修計画に組み込み、レベルに合わせた研修を継続的に受けられるようにする
	研修結果のフィードバックと、実務への反映を行う
カウンターでの対応（読書相談）	利用者が声をかけやすいようフロアに出て案内できるようにする
特集コーナーの設置	市内どの館でも月1回程度の特集入れ替えを目標として、特集したことで図書館の蔵書の広がり気づいてもらえる工夫を進める
ブックリスト・パスファインダー（テーマ別調べ案内）・リンク集等	パスファインダー（テーマ別調べ案内）を継続して作成していくとともに、知識やスキルの継承を図る
開かれた図書館協議会	市民に開かれた図書館協議会の運営に努める
市民参画	市民等と図書館運営について話し合う機会を持ち、サービスの向上に活かす
市民協働	市民団体との良好な関係を保つとともに、新しい団体や個人が参加しやすい体制を整える
	地域図書館と地域の市民団体との連携を広げる
	事業継続のため、市民が活動しやすい環境を整える
市民ニーズの把握	統計資料を活用して、利用実態の詳細な分析を行う
	「利用者の声」を業務改善に役立てる
	ニーズ把握のための工夫を立案し、実行する
	中学・高校の司書教諭との意見交換や図書室の見学を行う
	Y A ³⁰ 世代の生の声を聞く機会を設ける
地域性の把握	地域を知るためのイベントや懇談会を開催する
	地域独自の問題や関心を把握し、サービスに活かす
市民の学習成果の活用や発表の場を作る	ファンタスティック☆ライブラリー ³¹ を継続して開催する
	市民が主体となって取り組めるようなイベントを開催する
	学習成果を図書館の資料とし、広く市民に公開する
市民の交流の場やきっかけの提供	市民が主体となって取り組めるような場の提供を行う

項目	第4次計画での取組
市民の活動を支える職員の配置	★図書館の中核的役割を担う司書の継続的な配置や司書資格のある事務職員の長期配属を目指し、知識の継承や技術の向上を目指す
	それぞれの組織に合わせた効率的な運営を考える
職員研修	SPDCA サイクルを実行する S:Survey (調査) P:Plan(計画) D:Do (実行) C:Check(自己評価と課題) A:Act(改善)
	★長期的な研修計画を立て、知識の継承や技術の向上をすすめる
	職員の自己研鑽に努める
図書館相互協力	県内他自治体の図書館との相互協力等の検討・協議を行う

3 施設

項目	第4次計画での取組
中央図書館の老朽化対策	緊急度、優先度を考慮し、必要な修繕を随時行う
	中央図書館のトイレの改善に努める
資料の保存スペース	保存スペースを確保する
	災害時に備え市内各図書館で郷土資料を分散して保存する
	資料保存に適した空調が行える環境を整える

目標2 誰にでも使いやすい図書館

重点事業：図書館を利用しづらい人へのサービスの充実

具体的な取組：一人ひとりに合わせた資料の提供とその周知

各種電子サービス等デジタル環境の整備

利用者の利便性を高める図書館業務システム₃の更新

1 資料

★は第4次計画の重点事業です。

項目	第4次計画での取組
データベース ₂₂ の活用	データベース ₂₂ 活用についてだれにでもわかりやすい表示・利用案内を作成し、PRをすすめる
	★新聞・百科事典などのデータベース₂₂の充実に努める
	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの対象者を、鎌倉市図書館の全登録者に拡大する
	図書館業務システム ₃ 更新時に、地域館の利用者用インターネット端末からもデータベース ₂₂ の印刷ができるように検討する
電子書籍 ₆	図書館業務システム ₃ 更新に向け、電子書籍 ₇ 導入の検討を行う
高齢者が利用しやすい環境整備と使いやすさの向上	大活字本 ₁₄ ・朗読CDの充実に図る
	「認知症にやさしい本棚」コーナーの充実に図る
障害者サービス対象者の拡大	サービスが必要な市民へのPRをすすめる
	★多言語資料の収集に努める
資料データの整備	★図書館業務システム₃更新時に書誌データの選定を行う 国立国会図書館MARC ₂₆ をメインMARC ₂₆ として登録できるシステムはすでに開発されているが、民間MARC ₂₆ ほど使い勝手がよくない点も加味し、検討する
	図書館業務システム ₃ 更新時に、著者典拠データの活用を検討する
	不統一なデータの整備をすすめる
閲覧困難な資料の対応	貴重資料・写真のデジタル化とホームページ公開を進める
国会・県外図書館からの借用	利用者負担なしで提供を続ける
大学図書館等への紹介状発行	必要な人にサービスが周知されるよう努める
郷土について調査研究の成果の還元	鎌倉に関するレファレンス事例をさらに公開するとともに、公開済みの事例の更新をすすめる
近代史資料の提供	著作権の及ばない有効な資料をデジタル化し、新たに1,000件の公開を目指す

2 サービス・人

項目	第4次計画での取組
全域サービス	市の全域にサービスを行うことを目指し、各地域に1館ずつ、計5館で運営する。市内のどこに住んでいても図書館サービスが受けられるよう、取り組む
ブランクエリア ⁵ への対応	★宅配の充実や電子書籍⁶の導入などの検討を行う
広域利用	すべての隣接市、三浦半島との広域利用が実現していることを市民に継続して広くPRする 特に境界地域、図書館未利用者へのPRを重点的に行い、利用を促す
ホームページの活用	【重複】より分かりやすく即時性のあるホームページ作りをすすめる
	レファレンス事例の更なる公開をすすめるとともに、公開済みの事例について回答や参考図書の更新を行う
	★図書館ホームページ内に鎌倉に関する情報コンテンツ²³の連携を検討する
	デジタル化された資料点数、デジタル化資料のホームページアップ件数を増やす
	★「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の中での、将来的な MLA (ミュージアム・ライブラリー・アーカイブ) 連携²⁰を視野に入れたデジタルアーカイブ²¹の発信と活用を促進する
障害者への情報発信	★図書館の様々なサービスを周知できるようPRを強化する
	ホームページやSNSでの情報発信を強化する
	読み上げソフトに対応したホームページを構築する
来館できない方へのサービス	★宅配やWebサービスなど、非来館型サービスの充実を図る
	利用案内、ホームページ等で図書宅配について周知をすすめる
障害の特性にあわせた資料やサービス方法の開拓・活用	★やさしい日本語の利用案内や活字の大きな利用案内を作成する
	★大活字本¹⁴・朗読CD、デージー図書¹⁵、LLブック¹⁶、マルチメディアデージー¹⁵等充実と利用促進をはかる
	★職員研修をすすめ、基本的な対応を職員全員ができるようにする
障害者関係機関との連携	専門機関からの情報収集に努め、新たなサービスの可能性をさぐる
対面朗読	ボランティア団体との協力によるサービス提供を検討する
日本語を母語としない方への利用案内	英語に加えて多言語の利用案内を作成する
	やさしい日本語でのカウンター対応の研修を行う
利用者用インターネット	「調査研究のために用いる」という図書館側の設置目的や運用方法の再検討を行う
	★タブレット¹⁸の貸出やWi-Fi¹⁹整備など、館内のIT環境の整備の方法を検討する
オンラインデータベース ²²	データベース ²² の種類や、同時アクセス可能数を増やすことを検討する
カウンターでの対応(読書相談)	読書相談事例を蓄積し、公開に努める

項目	第4次計画での取組
ブックリスト・パスファインダー（テーマ別調べ案内）・リンク集等	ブックリストをホームページ上で検索・活用しやすくする
利用案内・館内サインの充実	UD フォント ²⁸ やピクトグラム ²⁹ を活用し、だれもがわかりやすい色使いを採用するなど、利用者にわかりやすい統一したサイン表示に取り組む
図書館サービス・イベントの周知方法	図書館や、図書館サービスを PR するイベントを実施する
	PR マニュアルを作成し、迅速な広報ができるようにする
図書館の運営・サービス状況の公開	「図書館だより」を年4回定期的に発行する
	年次報告書の構成の見直しと作成の効率化を図る
近代史資料の調査・研究	「近代史資料室だより」の内容を見直し、年2回の発行を目指す
	近代史資料室の調査研究のあり方を見直し、「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の中の一拠点としての機能を持たせる

3 施設

項目	第4次計画での取組
中央図書館の老朽化対策	緊急度、優先度を考慮し、必要な修繕を随時行う
施設のバリアフリー化	【重複】UD フォント ²⁸ やピクトグラム ²⁹ を活用し、だれもがわかりやすい色使いを採用するなど利用者にわかりやすい統一したサイン表示に取り組む
児童コーナー	子どもと保護者がゆっくり絵本を読んでもらえるコーナーとして整え、周知する
YA ₃₀ コーナー	YA ₃₀ のニーズをつかみ、コーナーを使いやすく魅力あるものにしていく
情報検索レファレンスサービス ⁹ スペース	★タブレット¹⁸の貸出や Wi-Fi¹⁹ 設置など、館内の IT 環境の整備の方法を検討する
	図書館業務システム ³ 更新に向け、地域館の利用者用インターネット端末で、データベース ²² の印刷ができるよう、検討する
中央図書館の地震対策	引き続き書架の固定等、備品の地震対策を進めていく
館内の安全強化	災害発生時の事業継続計画の見直しをすすめる
	不審者対応も含めた危機管理マニュアルの見直しをすすめる
	土日祝日の開館日を想定した避難訓練を実施する

目標 3 未来につながる図書館

重点事業：利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

具体的な取組：新深沢図書館の機能の実現に向けた調整

新中央図書館の機能の検討と計画への反映

項 目	第 4 次計画での取組
新深沢図書館の機能の実現に向けた調整	★子ども読書活動支援の拠点機能を維持する
	★行政資料の収集、利用の拠点とする
	★議会図書室や総務課行政資料コーナーとの連携を図る
新中央図書館の基本計画策定	★鎌倉の歴史と文化を次の世代につなぐ郷土資料の保存・継承の拠点館とする
	★近代史資料室の更なる充実をはかる
	★鎌倉市図書館全体の資料保存庫としての役割をはたす
腰越・大船・玉縄図書館	★公共施設再編計画等を踏まえ、保存スペースの算出と保存環境の整備を検討する
開館日・開館時間の設定	新図書館の開館に向け、利用状況や統計結果を踏まえ、運営に必要な休館日を確保しつつ、新図書館の開館日・開館時間を検討する
資料の保存・管理環境	公共施設再編計画を踏まえ、保存スペースの算出と保存環境の整備を検討する
オンラインでの図書館サービスの拡充	オンラインでのレファレンスサービス ⁹ の提供の拡充など、更なるオンラインでのサービス提供を目指す
市民の活動の場や機会の提供	新中央図書館内にスペースの確保を検討する
	活動の場所を PR する
閲覧スペース	★新深沢図書館、新中央図書館整備に伴い、多様なニーズにこたえられる空間の設定（ゾーニング）を目指す
視聴覚資料スペース	
くつろぎのスペース	
集会・展示スペース	
市民交流スペース	

7 資料編

7-1 法令等

- (1) 図書館法
- (2) 図書館の自由に関する宣言
- (3) ユネスコ公共図書館宣言
- (4) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
(読書バリアフリー法)
- (5) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要

7-2 統計・調査資料

- (1) 第4次鎌倉市図書館サービス計画に向けてのアンケート結果
- (2) 鎌倉市図書館統計資料

7-3 用語解説

7-1 (1) 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：令和元年 6 月 7 日

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるよう

にすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、

その長又は教育委員会) に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

(以下略)

図書館の自由に関する宣言 (抜粋)

1979改訂 公益社団法人 日本図書館協会

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto

1994

1994年11月採択
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化及び情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人及び社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国及び地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常サービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書及びサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育及び文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的及び自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会及び利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

* 公共図書館は原則として無料とし、地方及び国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国及び地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字及び教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

* 図書館の全国的な調整及び協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令及び政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館及び専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位及びサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

* 関連のある協力者、たとえば利用者グループ及びその他の専門職との地方、地域、全国及び国際的な段階での協力が確保されなければならない。

* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書及び勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と

利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

* 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

* 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチ及び利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国及び地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

※「ユネスコ公共図書館宣言 2022」は英文です。

IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022

[https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2006/1/IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022.pdf](https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2006/1/IFLA-UNESCO%20Public%20Library%20Manifesto%202022.pdf)

7-1 (4) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 (読書バリアフリー法)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等

が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外

国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7-1 (5) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要

（令和4年法律第50号）

目的（第1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（第2条）

基本理念（第3条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- 1 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- 2 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- 3 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- 4 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（第4条～第8条）

国・地方公共団体の責務等（第4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う

事業者の責務（第5条）

国民の責務（第6条）

国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（第7条）

障害者等の意見の尊重（第8条）

基本的施策（第11条～第16条）

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（第11条）

- 1 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- 2 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
- 3 関係者による「協議の場」の設置など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報（第12条）

- 1 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- 2 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（第13条）

- 1 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- 2 事業者の取組への支援など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（第14条）

国・地方公共団体について

- 1 相談対応に当たっての配慮

2 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進（第 15 条）

機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実など

(6) 調査研究の推進等（第 16 条）

障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（第 9 条）

施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（第 10 条）

※施行期日：令和 4 年 5 月 25 日

7-2 (1) 第4次鎌倉市図書館サービス計画に向けてのアンケート結果
「こんな図書館あったらいいな」あなたの声を聞かせてください。

1 目的

鎌倉市図書館の運営やサービス状況、今後予定されている新しい図書館及び電子書籍⁶等のニーズを把握し、第4次図書館サービス計画策定の検討材料とする。

2 実施期間

来館者アンケート：令和4年（2022年）7月22日～8月26日（金）

市民アンケート：令和4年（2022年）8月18日～9月6日（火）

3 調査対象

【一般向け】（18歳以上）

来館者アンケート：鎌倉市図書館（中央、腰越、深沢、大船、玉縄）の来館利用者

館内でアンケート用紙を配付、館内で回収又は、図書館ホームページにてアンケート実施のお知らせに掲載した e-kanagawa⁷ 電子申請から回答。

市民アンケート：令和4年（2022年）7月現在本市に在住の12歳以上の2,000名の方を無作為抽出、アンケートを郵送。郵送での回答か、アンケート用紙に記載の e-kanagawa⁷ 電子申請から回答。

【子ども向け】（18歳未満）

来館者アンケート：一般向けと同様に実施。

市民アンケート：市内小中学校に配布する「なつやすみにおすすめの本」リストに、e-kanagawa⁷ 電子申請のQRコードを添付、webにて回答。

4 アンケート回収数

【一般】回収数：854

来館者	回収数	市民	回収数
中央	24	郵送	425
腰越	15	web	232
深沢	23	総計	657
大船	33		
玉縄	28		
web	74		
総計	197		

【子ども】回収数：110

来館者	回収数	市民	回収数
中央	5	郵送	22
腰越	11	web	2
深沢	25	総計	24
大船	9		
玉縄	31		
web	5		
総計	86		

郵送は稲村ヶ崎小学校2年

調査事項

【一般向け】

1 よく利用する図書館ひとつに○をつけてください。

	来館	市民	計
中央	59	221	280
腰越	17	74	91
深沢	29	66	95
大船	36	119	155
玉縄	51	58	109
なし	5	9	14
計	197	547	744

2 よく利用する図書館のサービスについて聞かせてください。（上段：来館者/下段：市民）

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無回答	計
図書館が開いている時間	97 176	41 117	32 220	19 65	8 22	0 57	197 657
図書館が開いている日 (月曜休館)	95 238	26 89	46 218	15 18	13 18	2 56	197 657
図書館にある資料の量	35 72	40 81	56 213	48 147	15 77	3 67	197 657
図書館にある資料の種類	42 77	42 79	58 232	39 139	15 61	1 69	197 657
図書館でやる イベント・展示	44 70	32 65	94 372	14 53	4 16	9 81	197 657
レファレンス (調べものの相談)	57 94	23 71	95 356	3 33	1 14	18 89	197 657
図書館職員の対応	102 210	38 105	44 263	7 16	5 5	1 58	197 657

開館者アンケート 満足度 年代別

開館時間

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	10	2	1	1			14
18～29歳	3	4			1		8
30～59歳	55	25	19	13	3		115
60歳～	28	10	12	5	4		59
無回答	1						1
総計	97	41	32	19	8	0	197

開館日

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	9	2	2	1			14
18～29歳	3	2	1	1	1		8
30～59歳	57	15	27	7	7	2	115
60歳～	26	7	15	6	5		59
無回答			1				1
総計	95	26	46	15	13	2	197

資料の量

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	8		2	4			14
18～29歳	1	2	3	2			8
30～59歳	16	26	32	27	12	2	115
60歳～	10	11	19	15	3	1	59
無回答		1					1
総計	35	40	56	48	15	3	197

資料の種類

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	6	4		4			14
18～29歳	2	3	2	1			8
30～59歳	23	23	32	28	9		115
60歳～	11	11	24	6	6	1	59
無回答		1					1
総計	42	42	58	39	15	1	197

展示・イベント

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	5		7		2		14
18～29歳	2	3	1	2			8
30～59歳	30	18	56	8	1	2	115
60歳～	6	11	30	4	1	7	59
無回答	1						1
総計	44	32	94	14	4	9	197

レファレンス

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	8	1	5				14
18～29歳	4		3	1			8
30～59歳	35	13	58	1		8	115
60歳～	10	8	29	1	1	10	59
無回答		1					1
総計	57	23	95	3	1	18	197

職員の対応

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	9	1	3	1			14
18～29歳	4		3		1		8
30～59歳	64	22	23	4	2		115
60歳～	24	15	15	2	2	1	59
無回答	1						1
総計	102	38	44	7	5	1	197

市民アンケート 満足度 年代別

開館時間

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	14	5	7	6	2	1	35
18～29歳	11	12	23	7	1	4	58
30～59歳	85	60	116	38	15	20	334
60歳～	62	40	70	12	4	30	218
無回答	4		4	2		2	12
計	176	117	220	65	22	57	657

開館日

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	17	2	11	3	1	1	35
18～29歳	22	9	15	6	2	4	58
30～59歳	129	44	111	20	11	19	334
60歳～	66	33	78	8	3	30	218
無回答	4	1	3	1	1	2	12
計	238	89	218	38	18	56	657

資料の量

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	14	4	4	6	6	1	35
18～29歳	11	14	13	12	4	4	58
30～59歳	30	36	113	86	48	21	334
60歳～	15	26	80	41	17	39	218
無回答	2	1	3	2	2	2	12
計	72	81	213	147	77	67	657

資料の種類

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	13	5	6	5	5	1	35
18～29歳	14	9	18	10	3	4	58
30～59歳	32	39	127	78	38	20	334
60歳～	16	26	79	41	14	42	218
無回答	2		2	5	1	2	12
計	77	79	232	139	61	69	657

展示・イベント

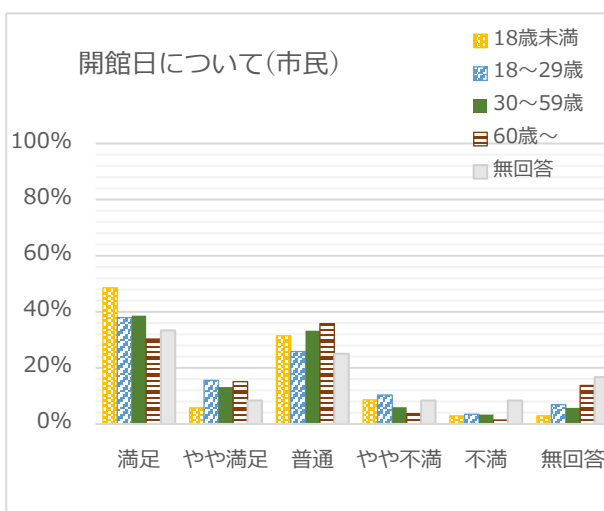
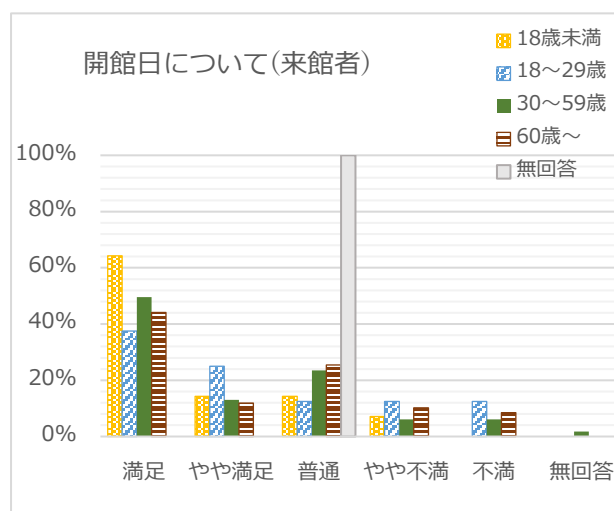
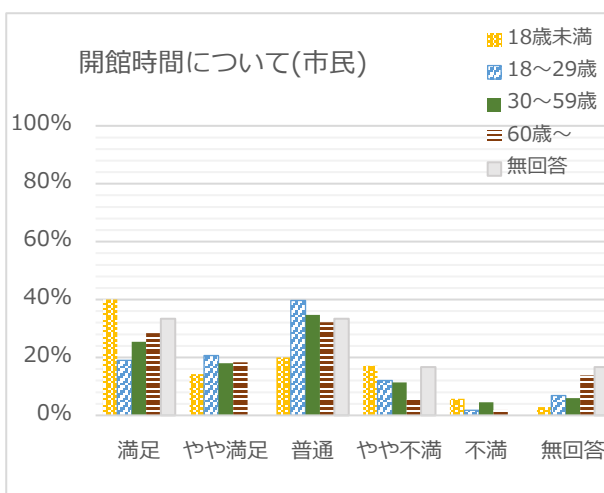
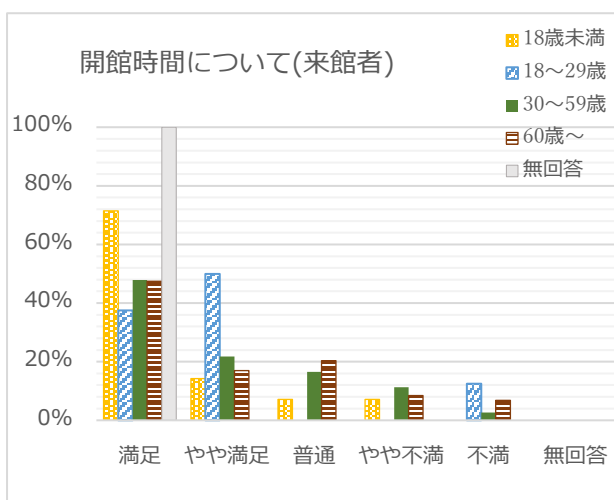
	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	10	1	19	2	2	1	35
18～29歳	11	6	33	2	2	4	58
30～59歳	33	38	201	30	8	24	334
60歳～	13	20	114	17	4	50	218
無回答	3		5	2		2	12
計	70	65	372	53	16	81	657

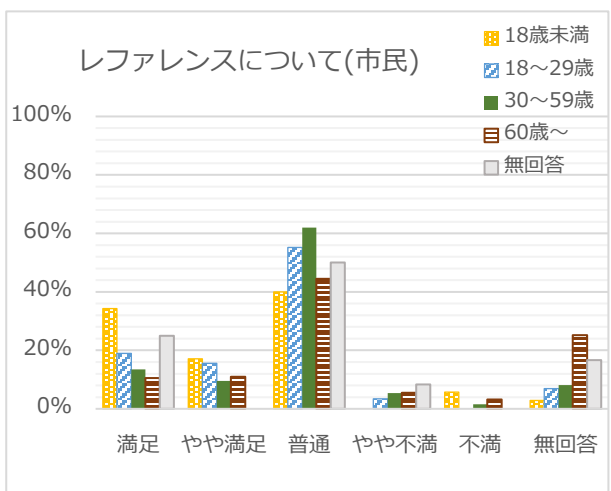
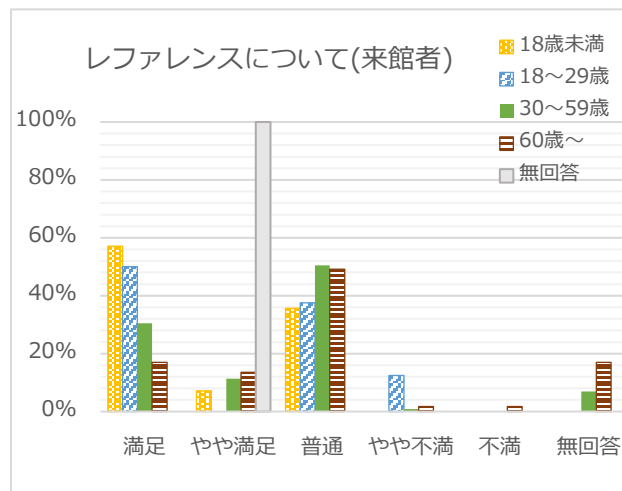
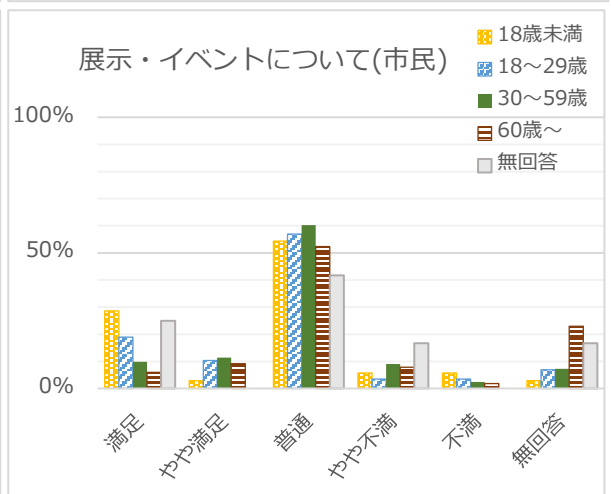
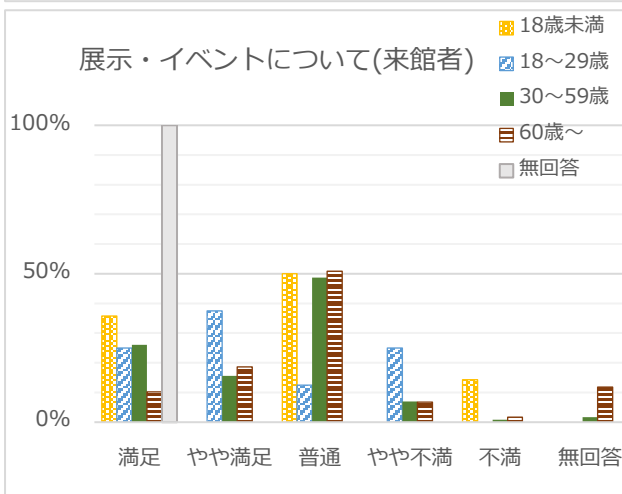
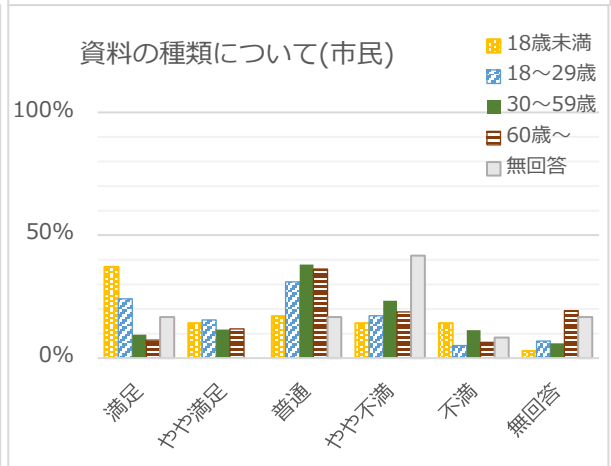
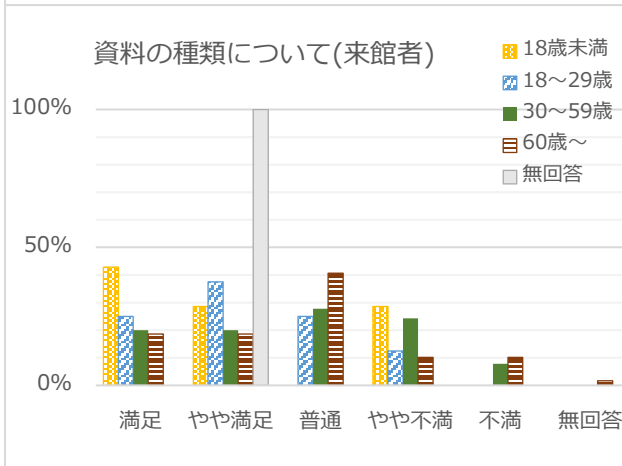
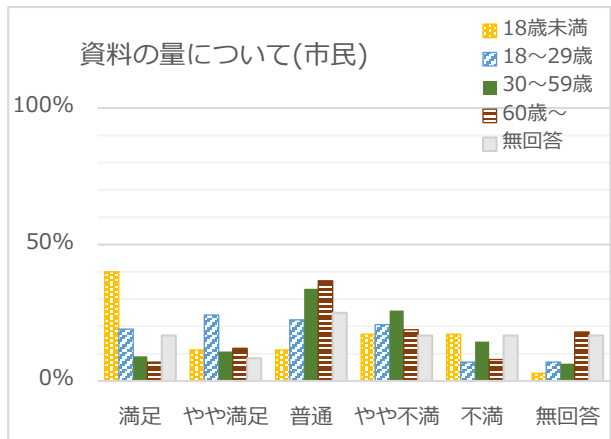
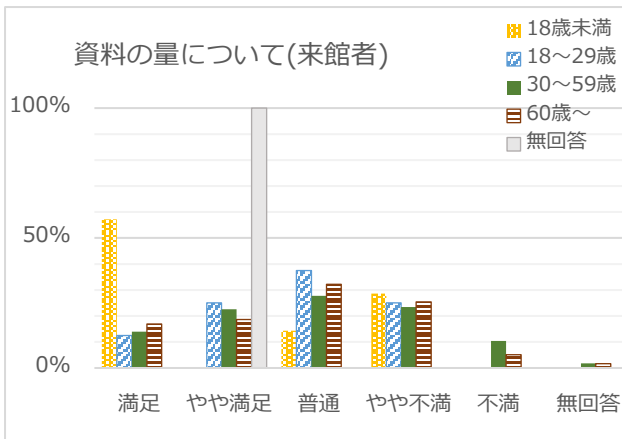
レファレンス

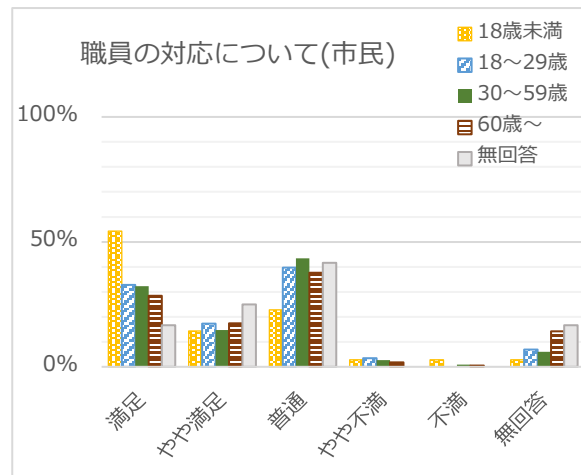
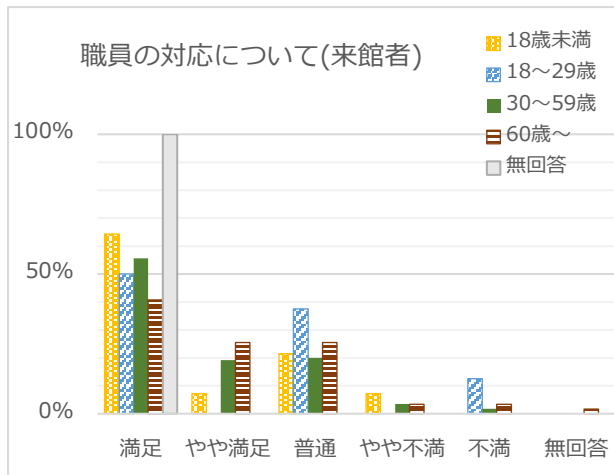
	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	12	6	14		2	1	35
18～29歳	11	9	32	2		4	58
30～59歳	45	32	207	18	5	27	334
60歳～	23	24	97	12	7	55	218
無回答	3		6	1		2	12
計	94	71	356	33	14	89	657

職員の対応

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
18歳未満	19	5	8	1	1	1	35
18～29歳	19	10	23	2		4	58
30～59歳	108	49	145	9	3	20	334
60歳～	62	38	82	4	1	31	218
無回答	2	3	5			2	12
計	210	105	263	16	5	58	657







上記評価をつけた理由、そのほかサービス面でお気づきのことがありましたらご記入ください。(抜粋) →自由記述は、複数項目にまたがる意見が多く、内容を質問項目別に分類した。

【開館時間について】 31 件 開館時間の拡大、特に開館時間延長の声が多い。

- ・ 毎日 19 時まで開館していれば、図書館利用者が安定して増えるのでは。
- ・ 開館日の開館時間は一律 19 : 00 ~ 20 : 00 (まで) にして欲しい。社会人 (勤め人) はほとんど利用できない。
- ・ 開館時間も巾があると良い。(夜も利用できる日。早朝も利用できると良い。)

【開館日 (月曜休館)】 17 件

- ・ 休館日は以前は月に 2 日ほどだった。セルフ貸出でよいので長く開けていてほしい。

【資料の量】 31 件

- ・ 蔵書が少なすぎるし、古すぎる。
- ・ 資料の種類と量は、結局予算次第とは思いますがもう少し充実させて欲しい。予約数年待ちはやめて欲しい。
- ・ 鎌倉市には大型の書店が無く、図書館の蔵書量や本の種類も藤沢市、横浜市のそれに比べて少ないです。専門的な事柄だけで無く、日常でのちょっとした疑問を調べる時にも不便を感じます。是非とも蔵書量を増やして頂き、市民が信頼できる情報にアクセスしやすい環境を構築して頂くことを期待します。

【資料の種類】 69 件

- ・ 本の種類・数を増やして欲しいです。もっときれいだ気持ちよく利用できると思います。
- ・ 鎌倉市の図書館全体で蔵書数が少なく、社会学、政治学、国際関係学、人文学など、専門書の取り扱いがほとんどない。専門書はニーズが少ないと思うが、一般書と専門書の中間程度の単行本の扱いを増やしてほしい。また、専門書であっても、そのジャンルで広く読まれている教科書的な本については扱いを進めてほしい。

【イベント・展示企画】 28 件

- ・鎌倉図書館にある地域資料の知を、鎌倉にとどまらず外部に発信していくようなイベントがあったらぜひ参加したいです。Wikipedia のエディタソンなどどうでしょうか？
- ・三階展示スペースの状態が不満、場所の案内、展示場ではなく一時借置き場所感がある、常設展示場がない。
- ・夏休みの自由研究対策の相談会。
- ・鎌倉市内にある大学の研究者から、素人にも解る研究報告。
- ・HP や SNS を見たところ、子供と親、高齢者に向けた情報が多いと感じる。

【レファレンス（調査研究のお手伝い）】 6 件

- ・レファレンス対応において、熟練した司書の方とそれ以外の方とではかなり差があると思います。すぐに誰もが同じ対応ができるようにならないことは当然ですが、新たに配属された職員でも、会計年度任用職員でも、利用者から見れば同じ職員です。正規非正規に関わらず、利用者のニーズに応えられる職員を育ててください。

【職員の対応】 42 件

- ・図書館員からの専門的な知識・レファレンスのサポートが安定的に得られるように、きちんとした給料が支払われる専任の図書館員が常駐する図書館が維持されるべきだと思います。決して書架の整理や雑務だけに追われず、市民への対応にきちんと時間をとってもらえるように十分な人数の図書館員が必要だと思います。
- ・図書館自体が古く暗い感じなのに、職員の方もみんな暗い感じでさわやかさがありません。

【その他】

（スペースについて） 47 件

- ・静かに集中して過ごせるスペースと小さな子供連れでも気兼ねなく過ごせるスペースが共存する空間的工夫があると大変ありがたいです。授乳スペースやおむつ替えも可能な多目的トイレの設置を希望します。学習スペースの増設を希望します。自然を感じられる空間設計を希望します。
- ・鎌倉市はどの図書館も、ちょっと腰をかけて本を読む場所が少なすぎる。借りたい候補の本を吟味する際、座って落ち着いて選びたいのに、座れる場所がない。数カ所しかないため、いつも埋まっている。また、勉強できるスペースも、少なすぎる。近隣の横浜市や藤沢市と比べても、施設が貧弱で残念である。

（貸出サービスについて） 13 件

- ・貸出冊数の上限無しは続けてほしい。
- ・予約受取りロッカーが欲しい（同様 3 件）。
- ・今まで読んだ本の履歴が出てきてほしい。
- ・図書館の本を読みたいけれどアクセスの厳しい方（御高齢の方、ご病気の方）宅への貸し出し返却配達サービスがあれば、きっと有料でも使いたい人は多いのでは？ 宅配業者とタイアップしても良いと思う。充実した蔵書があるなら、それがより多く利用される努力をしても良いと思う。

(返却ポストについて) 9件

- ・市外の図書館から借りた本も返却ボックスへの返却を認めてほしい。
- ・市役所側にも返却ポストがあると便利。(2件)
- ・返却ポストをフレンドリーに作って欲しい。(二階堂や浄明寺在住者には不便)。

(図書館業務システム₃・webサービスについて) 11件

- ・県内の図書館の本は、全てネットでつなぎ、ネットで予約、鎌倉市の図書館で受け取り、返却ができるようにしてほしい。
- ・インターネットで、本の題名や作家から検索してどの本が置いてあるか若しくは貸出中かわかる。又、題名があやふやでも検索出来る様に。
- ・自分が借りた図書の履歴をパソコンで分かるシステムがあった方が良い。

(施設・設備について) 16件

- ・フリーWi-Fiがあると大変嬉しい。(2件)

【全体的な意見として】 19件

・鎌倉市は図書館にあまり力を入れていないと思います。新刊の在庫数が少なく、また既存の本も冊数が少なくとても使い慣れてボロボロになっている本もあり、特に新刊については冊数が少なく予約をしても順番が回るのに時間がかかりすぎています。他の地域に負けないくらい特に鎌倉市には鎌倉文化会館など文化に関わる地域ですので、もっと文化的に是非とも図書館に力を入れていただきたいです。鎌倉市全体的に図書館の室内がとても古いです。書棚や閲覧室などの机や椅子も古く、もっと新しいものにしてもらいたい。CDの新発売のものや既に発売されているものの品数が少な過ぎます。とにかく鎌倉市は図書館に力を抜いているとしか思えないです。もっともっと他の地域などに負けないくらい力を注いでください。よろしく願いいたします。

・現状では、書籍の種類と量がとても足りないと思います。多くの市民が静かに図書の閲覧ができるように、施設の拡充と整備も必要だと思います。児童館でも集会所でもないの、子供の遊び場や、うるさい談話室・休憩室などは不要だと思います。アンケートの中に、「飲んだり食べたりする場として使いたい」だとか「子どもとくつろいで過ごしたい」などという選択肢があるなど、言語道断だと思います。あなた方は、図書館を何だと思っておられるのか？

・図書館の資料の調べものは、もはやインターネット以上に人がやるべきことにもっと振り切ったほうがよい。図書館はサービス業だとなれば、図書館利用者をふやし満足度をあげるために人にしかできないことを考えることになる。

・スタバにひとがあつまるように、居心地がいい場所を追及したり、ここでしか、楽しめないプロの朗読など、こどもだましや「ただで、本がかりられるばしょ」をこえたコンセプトが先に必要だとも思う。

・今の鎌倉中央図書館は、全体的に暗く、かび臭く、本や資料も古いものが多く、清潔感が感じられない。また、座ってゆっくり本を読む場所も限られており、その場所も殺風景なパイプいすに簡易机であり、ここでゆっくり本を読みたいと思わせるような雰囲気では無い。友人は鎌倉の中央図書館のイケてなさを見て鎌倉への移住をやめたと言っていた。文化や歴史を重んじる鎌倉市の図書館としては、情けない状況といえる。もっと明るく、開放的で、清潔感のあり、開架図書が多い、鎌倉ならではの図書館に変わることを切に願います。

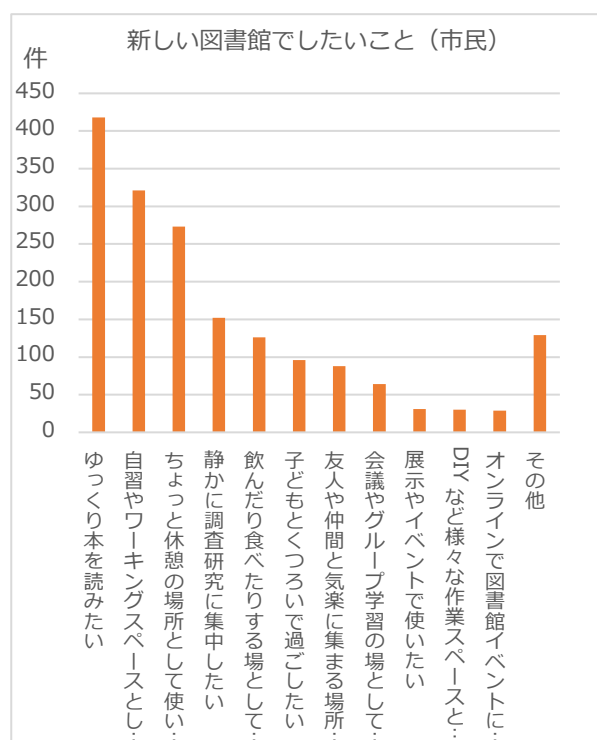
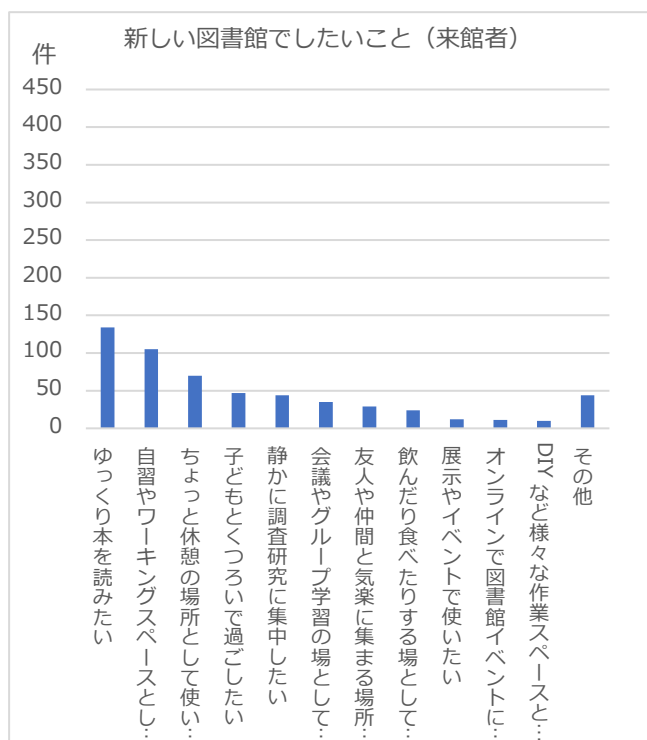
・最近まったく行っていません。世の中の図書館と比べて進化していない印象を持っています。私が子供の時から変わってないイメージです。蔵書量が少ない。建物が小さい。ほかの場所に大きな図書館を作って欲しいです。いつも勤務地の横浜の大きな図書館に行ってしまう。

・いつも図書館を利用させて頂いています。整理され綺麗で親切な運用を頂きありがとうございます。せっかくの機会なので要望させて頂きます。勉強のスペース拡充と夜の時間帯(17時から20時までなど)の開放をお願いしたいです。これからの日本は、リカレント教育が重要です。いかに市民が勉強に向き合えるか。この環境作りに図書館が担える領域は多々あると考えます。予算がない、時間がない、権限がない、という論理ではなく、どうすれば出来るかという発想で是非宜しく願います。

・子供の頃から利用しているのと、本が好きなので、馴染みのある場所ですが、館内の印象が数十年前とあまり変わらないなあというのが率直なところでは、どこで何が出来るのか、何をしたいのか、などがもう少しわかりやすいと、ふらっときた人にも利用しやすいのかなと思います。もっと利用者のターゲットごとのニーズを明確にして、ポイントを絞ってサービスを充実したらいいのではないかなと思います。地域の特性を活かした資料の充実や、市内の他の文化施設との協働などができれば、図書館を中心として市内の文化ネットワークみたいなものができるのではないかなと思います。質問項目にあるデータの電子化やオンラインでのサービスの拡充、飲食やワーキングスペースなど図書館スペースの多目的化は、絶対に悪いとは思いませんが、ITC 活用能力の格差による利用者の差別化、既存の利用者の排除の恐れもあると思いますので、あくまでも公共施設としての公益性の観点を見失わずに、慎重に考えていただくべきだと思います。

3 新しい図書館ができたらしたいことは何ですか？（○は3つまで）

質問項目	来館	市民	計
ア. ゆっくり本を読みたい	134	418	552
イ. 自習やワーキングスペースとして使いたい	105	321	426
ウ. 会議やグループ学習の場として使いたい	35	64	99
エ. 飲んだり食べたりする場として使いたい	24	126	150
オ. 展示やイベントで使いたい	12	31	43
カ. 静かに調査研究に集中したい	44	152	196
キ. 子どもとくつろいで過ごしたい	47	96	143
ク. ちょっと休憩の場所として使いたい	70	273	343
ケ. 友人や仲間と気楽に集まる場所として使いたい	29	88	117
コ. DIY など様々な作業スペースとして使いたい	10	30	40
サ. オンラインで図書館イベントに参加したい	11	29	40
シ. その他（自由記述）	44	129	173



【その他】から抜粋

・家でもなく、職場や学校でもない、ゆっくり本を読んだり、自習できたりする、静かなサードプレイスのような図書館を作ってください！鎌倉市は観光地としては豊かですが、公共の施設がどこも古いし、こだわりが感じられません。子供達が遊んだり、勉強したりする場も乏しく、また大人が豊かな時間を過ごせる施設もありません。(あっても古い)自然や歴史的な場所が多いですが、住民がより豊かな時間を過ごせるような施設、図書館をよろしくお願いします。特に閲覧席を広く広く、取って欲しいです！！行政センターのように、カルチャースクールをひらけるスペースも維持が必要です。

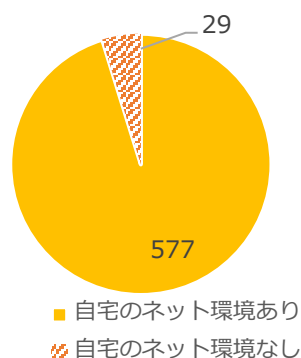
・観光客が多くて、市民がゆっくり過ごせる場所がない。グループでワイワイ、ガヤガヤしゃべるのは困るけれど、ゆっくり静かに座って過ごせる場所があると良い。鎌倉市は市民が利用できる公共施設がどれもショボくて悲しくなる。

・文学の町、鎌倉の図書館として、小説を書く人もあり、評論する人もあり、貴重な図書館。文化人の集まる場所として勉強机のような閉鎖空間がもっとあればいい。集まるといっても、孤独の人の居場所。ブースがあればもっといい。

4 自宅にインターネット環境（パソコン、スマートフォン、タブレット¹⁸）などはありますか？

回答項目	来館	市民	計
はい	188	389	577
いいえ	7	22	29

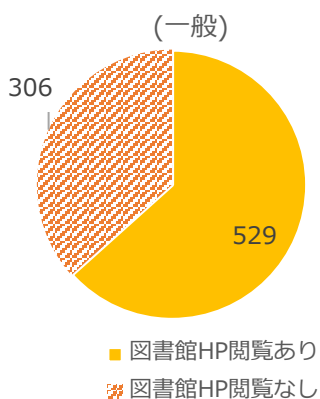
自宅のインターネット環境
(一般)



5 鎌倉市図書館のホームページをご覧になったことはありますか。

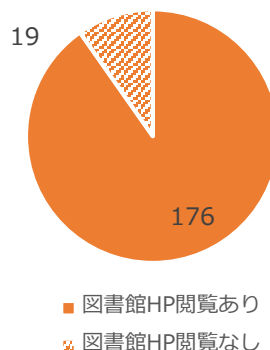
回答項目	来館	市民	計
はい	176	353	529
いいえ	19	287	306

図書館ホームページの閲覧



図書館ホームページの閲覧

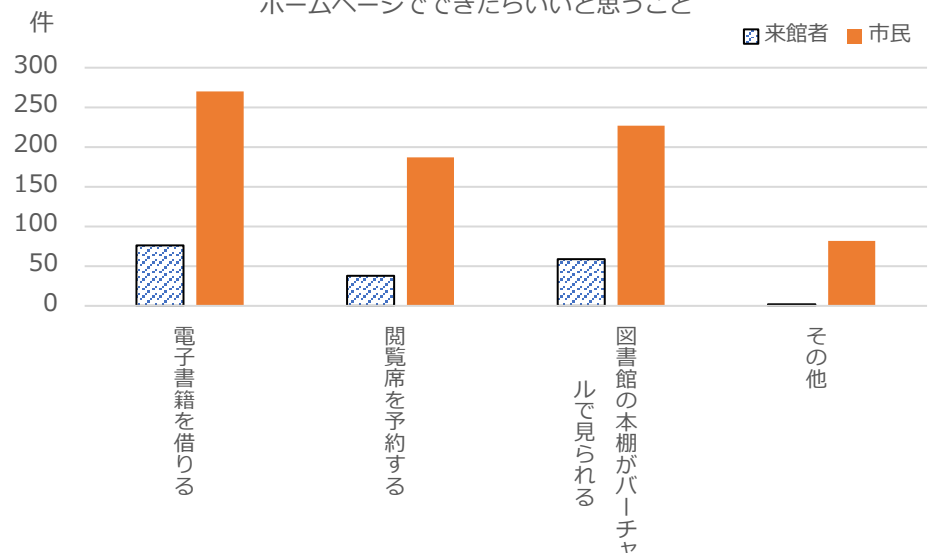
(一般 来館者のみ)



6 ホームページでできたらいいと思うことはありますか？

回答項目	来館	市民	計
ア. 電子書籍を借りる	76	270	346
イ. 閲覧席を予約する	38	187	225
ウ. 図書館の本棚がバーチャルで見られる	59	227	286
エ. その他	2	82	84

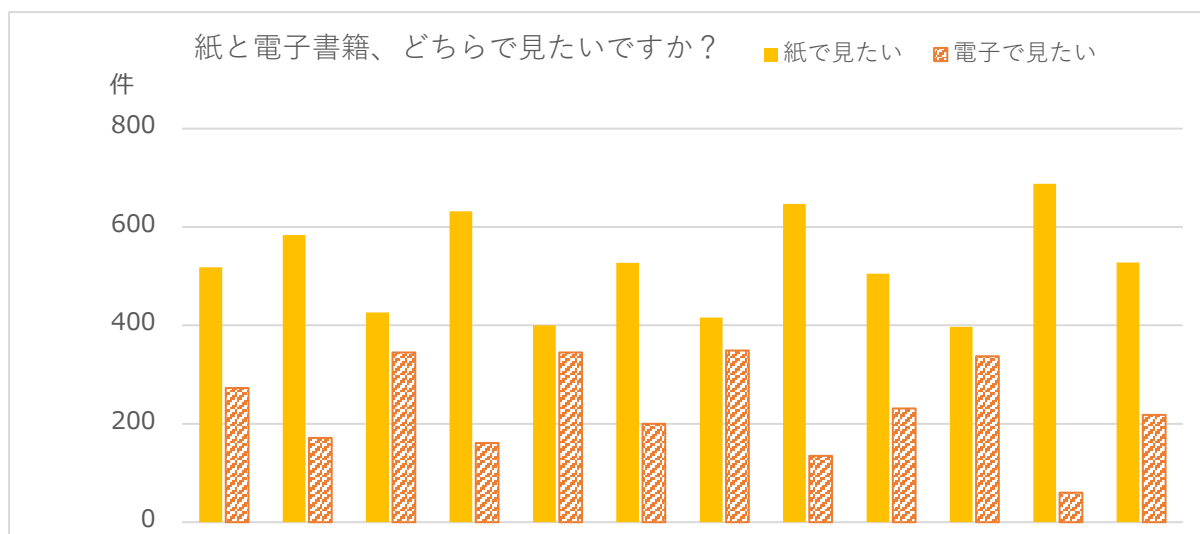
ホームページでできたらいいと思うこと



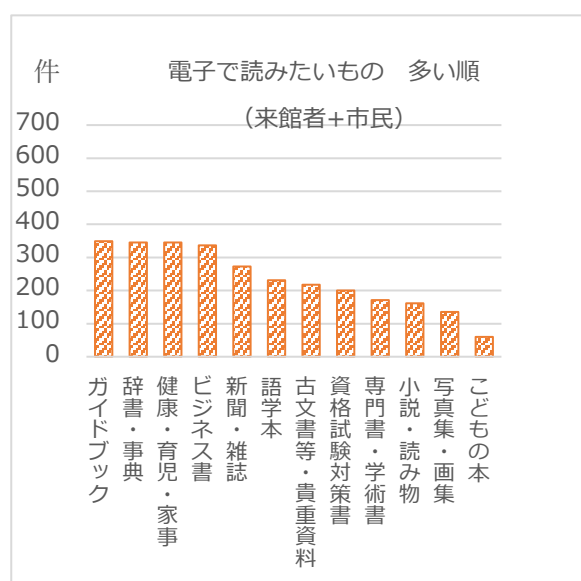
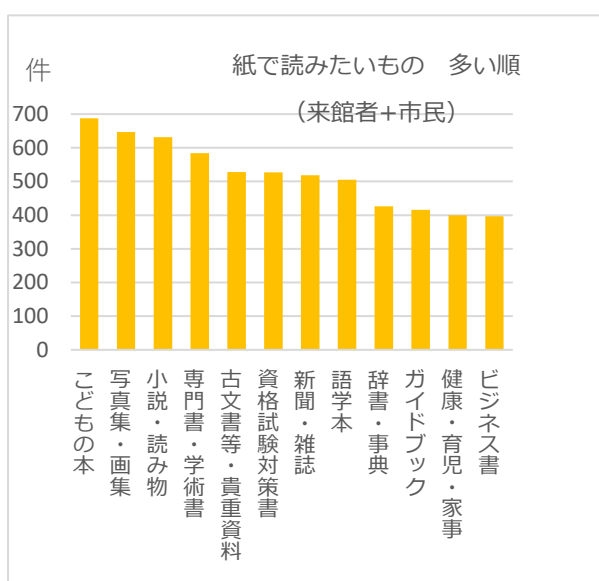
【自由記述から】

- ・資料と検索をした際、書誌情報のページで表紙がみたい。また、検索した本と同じ作者のほかの本や似ている本、関連した本も一緒に表示されるといろいろな本にふれられてよい。
- ・おすすめの本が一覧となって出てきたらいいなと思う。
- ・他の人の本の感想をみられたらいい。
- ・著作権等問題があるとは思いますが、館内の資料の一部をホームページから閲覧できるとよい。
- ・県立川崎図書館のような、先進的な各種検索サービスも提供してほしい（技術系のデータベース検索など）。あと国会図書館との連携も。
- ・読書履歴が確認できる機能。
- ・混雑状況が分かるようにしてほしい。（駐車場も同様）
- ・読書会、講演会、ビブリオバトルなどを ZOOM でやる。
- ・図書館司書と Online で資料について相談できるようになる。（Chat か Zoom か）

7 以下の資料は紙と電子資料どちらで読みたいですか？どちらか良いほうに○をつけてください。



	新聞・雑誌	専門書・学術書	辞書・事典	小説・読み物	健康・育児・家事	資格試験対策書	ガイドブック	写真集・画集	語学本	ビジネス書	こどもの本	古文書等・貴重資料
紙 /来館	126	145	105	160	111	121	94	153	116	96	155	117
市民	392	439	321	472	289	406	322	494	389	301	533	411
合計	518	584	426	632	400	527	416	647	505	397	688	528
電子/来館	58	28	74	22	58	44	80	30	49	68	16	51
市民	215	143	271	139	287	156	269	105	182	269	44	167
合計	273	171	345	161	345	200	349	135	231	337	60	218



8 最後にご自身の年齢についておたずねします。

【一般向け】

回答項目	来館	市民	計
ア. 18歳未満	14	35	49
イ. 18歳～29歳	8	58	66
ウ. 30歳～59歳	115	334	449
エ. 60歳～	59	218	277
未回答	1	12	13

【子ども】

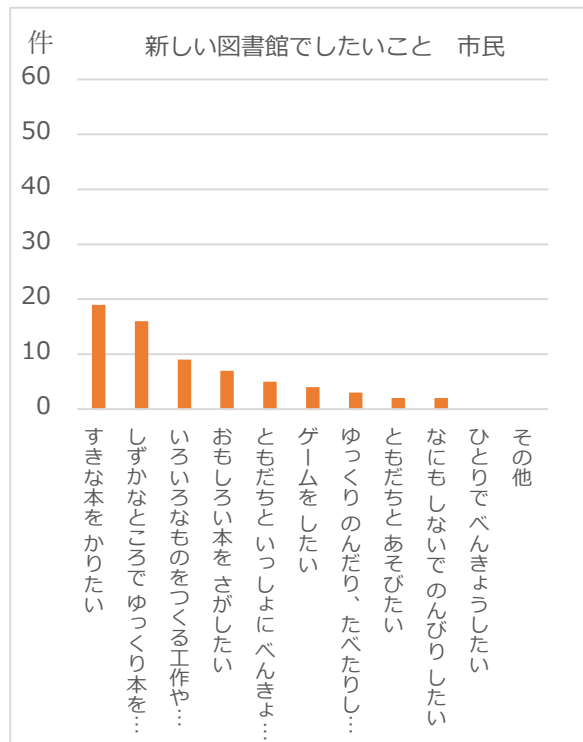
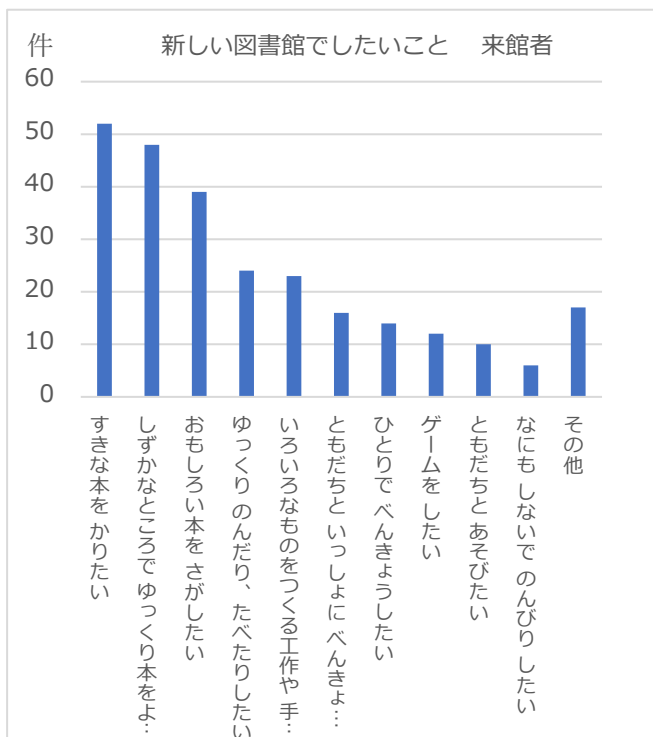
よく利用する図書館ひとつに○をつけてください。	来館	市民	計
中央	6	9	15
腰越	9	1	10
深沢	23	3	26
大船	10	1	11
玉縄	36	0	36
なし	2	10	12
計	86	24	110

1 よく利用する図書館のサービスについて聞かせてください。（上段：来館/下段：市民）

	満足	ふつう	不満	無回答	計
図書館が開いている時間	62 8	22 11	2 1	0 1	86 24
図書館が開いている日（月曜休館）	43 14	29 6	14 1	0 3	86 24
図書館にある資料の量	50 13	24 8	11 0	1 3	86 24
図書館にある資料の種類	42 7	30 11	14 3	0 3	86 24
図書館でやるイベント・展示	43 12	38 7	3 2	2 3	86 24
レファレンス（調べものの相談）	52 11	32 10	1 0	1 3	86 24
図書館職員の対応	70 14	14 7	1 0	1 3	86 24

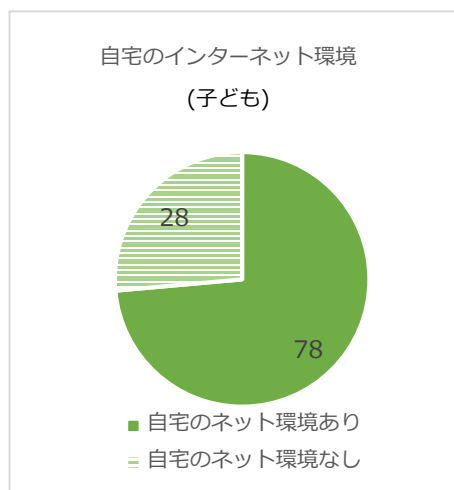
2 新しい図書館ができればしたいことは何ですか？（○は3つまで）

質問項目	来館	市民	計
ア. しずかなところで ゆっくり本をよみたい	48	16	64
イ. おもしろい本を さがしたい	39	7	46
ウ. すきな本を かりたい	52	19	71
エ. ひとりで べんきょうしたい	14	0	14
オ. ともだちと いっしょに べんきょう したい	16	5	21
カ. なにも しないで のんびり したい	6	2	8
キ. ゆっくり のんだり、たべたりしたい	24	3	27
ク. ともだちと あそびたい	10	2	12
ケ. ゲームを したい	12	4	16
コ. いろいろなものをつくる工作や 手芸がしたい	23	9	32
サ. その他（自由記述）	17	0	17



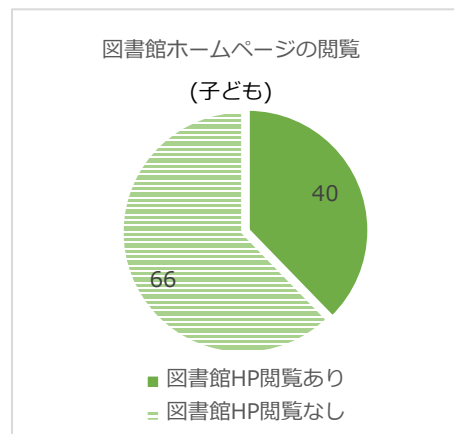
3 自宅にインターネット環境（パソコン、スマートフォン、タブレット¹⁸）などはありますか？

回答項目	来館	市民	計
はい	61	17	78
いいえ	21	7	28



4 鎌倉市図書館のホームページをご覧になったことはありますか。

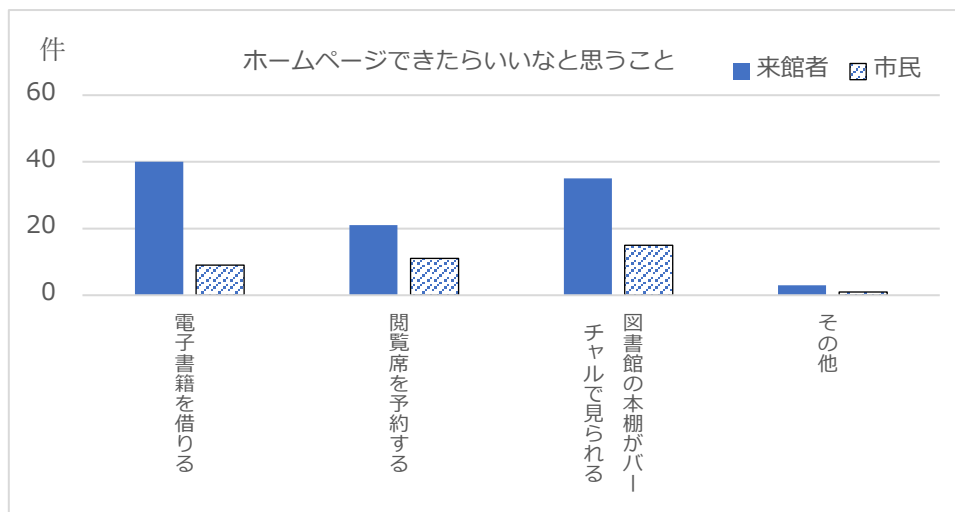
回答項目	来館	市民	計
はい	36	4	40
いいえ	46	20	66



インターネット環境がある子どもの割合は7割以上いるが、図書館ホームページの閲覧は半分以下であり、ホームページから図書館へアクセスすることは少ないことがわかる。

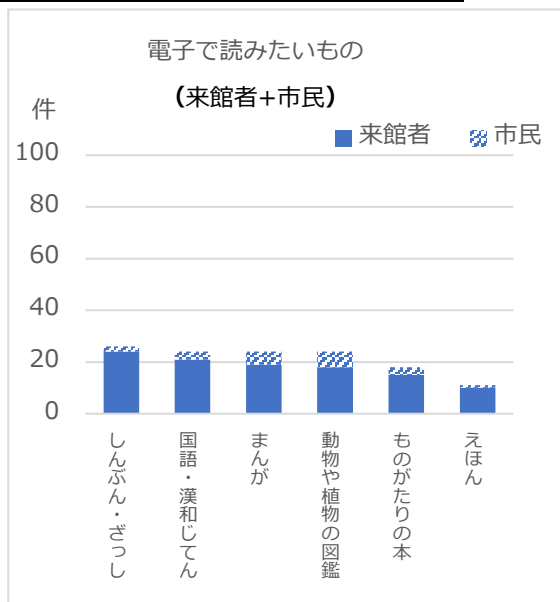
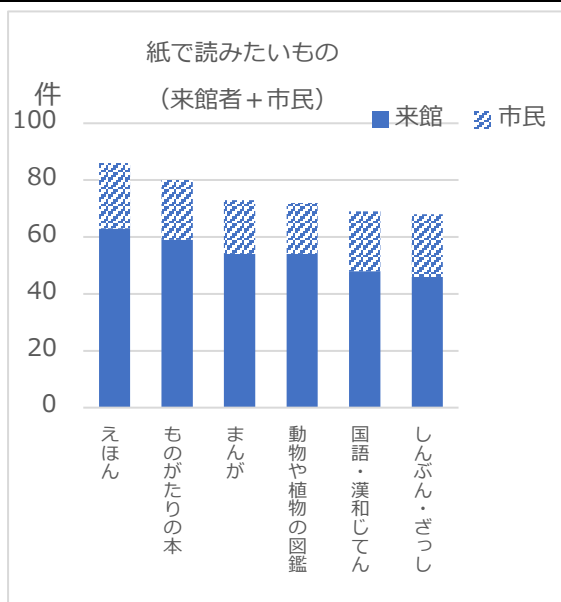
5 ホームページでできたらいいなと思うことはありますか？

回答項目	来館者	市民	計
オ. 電子書籍を借りる	40	9	49
カ. 閲覧席を予約する	21	11	32
キ. 図書館の本棚がバーチャルで見られる	35	15	50
ク. その他	3	1	4



6 以下の資料は紙と電子資料どちらで読みたいですか？どちらか良いほうに○をつけてください。

	しんぶん・ざつし	国語・漢和じてん	ものがたりの本	えほん	まんが
紙 / 来館	46	48	59	63	54
市民	22	21	21	23	19
合計	68	69	80	86	73
電子 / 来館	24	21	15	10	19
市民	2	3	3	1	5
合計	26	24	18	11	24



7 こんなすてきな 図書館(としょかん)が あったらいいな！ という アイデアが あったら おしえてください。絵(え)や イラストでも いいですよ。【自由記述】

【スペースについて】

- ・みんなで静かに本を読んだり自分の好きな本を借りたり、勉強するスペースがもっと広いところがいいです。
- ・ベッドがいっぱいあったらいいな。ゴロゴロしながらよめる。
- ・席を多くしてほしい。最新かんをおいてほしい。
- ・たべものをたべてもいいとしょかん。のみものがのみたい。
- ・もう少しつくえが多かったらいいな。
- ・個室みたいな所があってグループで本をよめたりしたらいいな・・・。
- ・座るところがいっぱいあって、自由に本を読める場所があるとうれしい。
- ・はじまる学び場(大船にある) みたいな図書館があったらいいと思います。
- ・一人ですてきな本をよめるこしつが4つぐらいあったら！
- ・いろいろな本がたくさんあって、中がとてきれいでけしきをみながらソファでゆっくり休めたり、楽に本をさがせる快てきな図書館がいいです。
- ・家で本を読んでもるような感覚がある図書館。
- ・世界の本もいろいろおいてあり、太陽がさしこむ、素敵な図書館。
- ・べんきょうするのにべんりなところや本のしゅるいやマンガがおおいといい。

【蔵書について】

- ・本がいっぱいある図書館。
- ・好きな本がある図書館。
- ・ちゃおなど雑誌がもう少しほしい。
- ・もっとたくさん本があったらいいな。
- ・本のおすすめコーナーをたとえば「赤ちゃん」「ほいくえんようちえん」「小学校」「中学校」みたいにわけてほしい。
- ・じぶんのかいたえほんをかざりたい。
- ・もっと、キャラクターの本があると楽しい。
- ・ディズニーコーナーがあるとしょかん。

【その他】

- ・かんばんをわかりやすくしてほしい。
- ・マップにふりがなをつけてほしい。(小さい子ように。)
- ・おとしよりにみやすいように大きな文字で文字がかかっている。
- ・よやくしたのが来たら、おくってほしい。
- ・こどもたちの時間や、大人たちの時間を作ってほしいです。

・植物にかこまれている。図書館の仕事を知ってもらうため、体験をする。体験会で、図書館新聞を書き、とりくみをしてもらう。かなえてポストをおいて「こんな図書館があったらな」を書いてもらう。

【あったらいいな】

- ・インコがいっぱいいる図書館がいいです。
- ・ゲームがあるとしょかん。(ボードゲーム。)
- ・(イラスト) 書架が滑り台になっている。
- ・外から見てみたら小さくて、中に入ると広くて、中は宮殿な図書館。
- ・ジャングルみたいに葉っぱがいっぱいおいしげってる図書館。
- ・車が展示してある図書館。
- ・遊具のある図書館。
- ・食堂とゲームセンターがある図書館。
- ・きれいないろのとしょかん。／おもしろいほんがいっぱいある。／おまつりをしてほしい。
- ・図書館の入り口が絵でいっぱい！
- ・本が多くて世界中の人がかりれる図書館。
- ・にんきになれたらいいなと思う。
- ・きれいな図書館。
- ・あそびができる図書館。
- ・みどりがたくさんみえるとしょかんがあったらいいな。
- ・スイカの図書館。(すいかもらえる。)
- ・みんながたのしめるとしょかん。

8 最後にご自身の年齢についておたずねします。

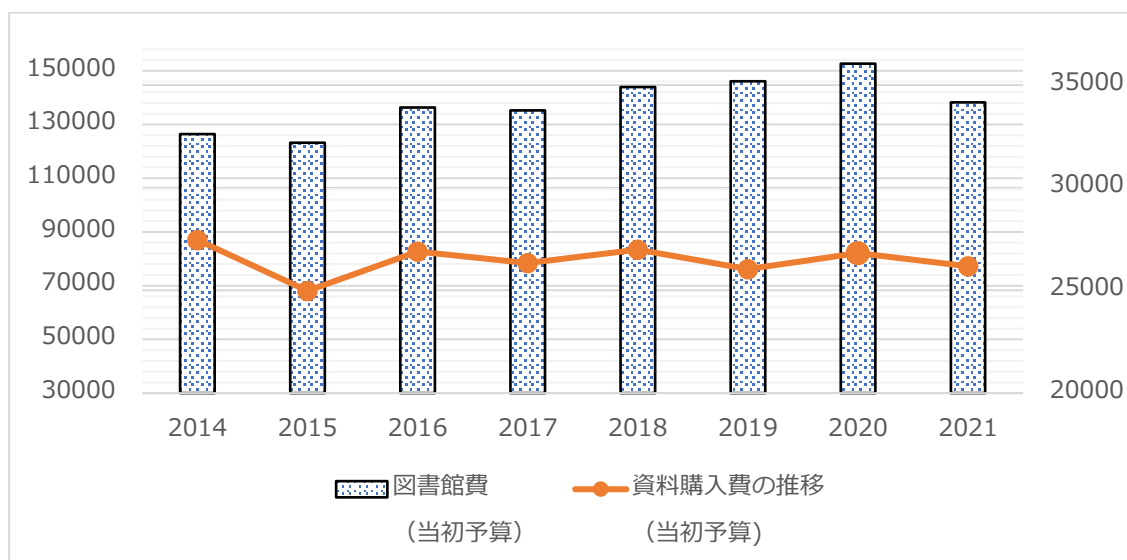
回答項目	来館	市民	計
ア. 6歳未満	10	0	10
イ. 7歳～9歳	36	22	58
ウ. 10歳～12歳	25	1	26
エ. 13歳以上	9	1	10
未回答	6	0	6

7-2 (2) 鎌倉市図書館統計資料

ア. 図書館費と資料購入費の推移

(単位：千円)

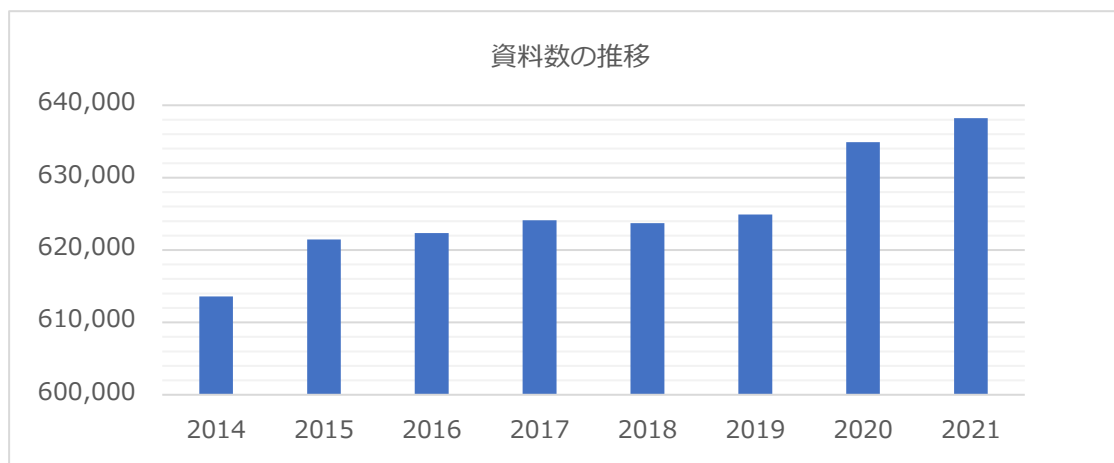
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
図書館費 (当初予算)	126,393	123,245	136,359	135,222	143,935	146,042	152,620	138,177
資料購入費 (当初予算)	27,455	24,979	26,887	26,326	26,990	26,040	26,171	26,170



イ. 資料数の推移

(単位：点)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
資料数の推移	613,596	621,478	622,327	624,098	623,720	624,912	634,895	638,208

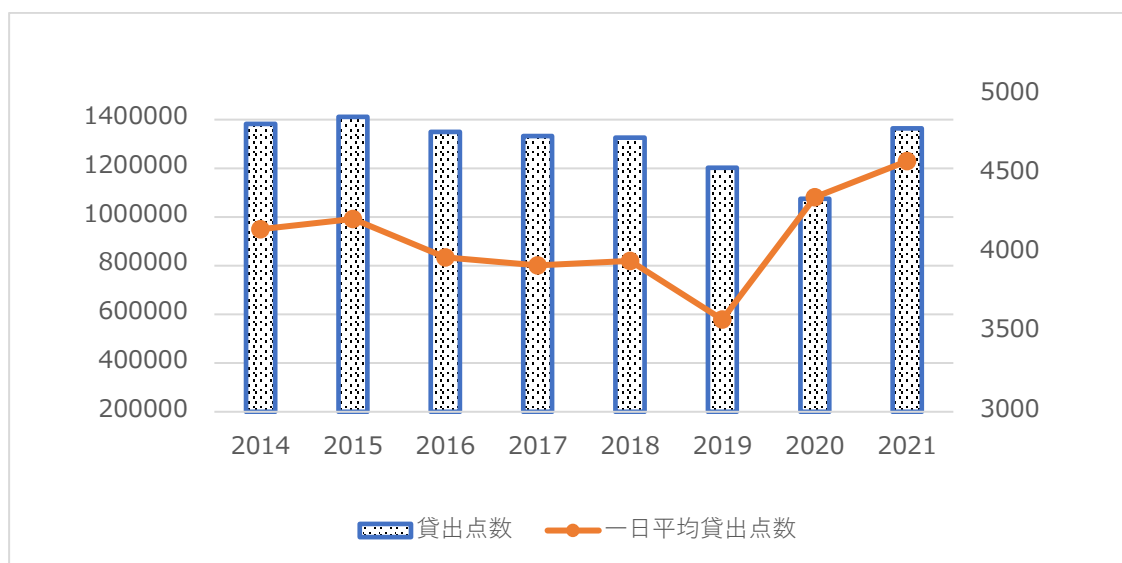


ウ. 貸出点数・一日平均貸出点数・貸出利用者数の推移

(単位：点)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
貸出点数	1,382,363	1,411,599	1,349,752	1,332,565	1,325,723	1,202,662	1,074,789	1,363,506
一日平均貸出点数	4,153	4,219	3,976	3,926	3,954	3,583	4,357	4,584

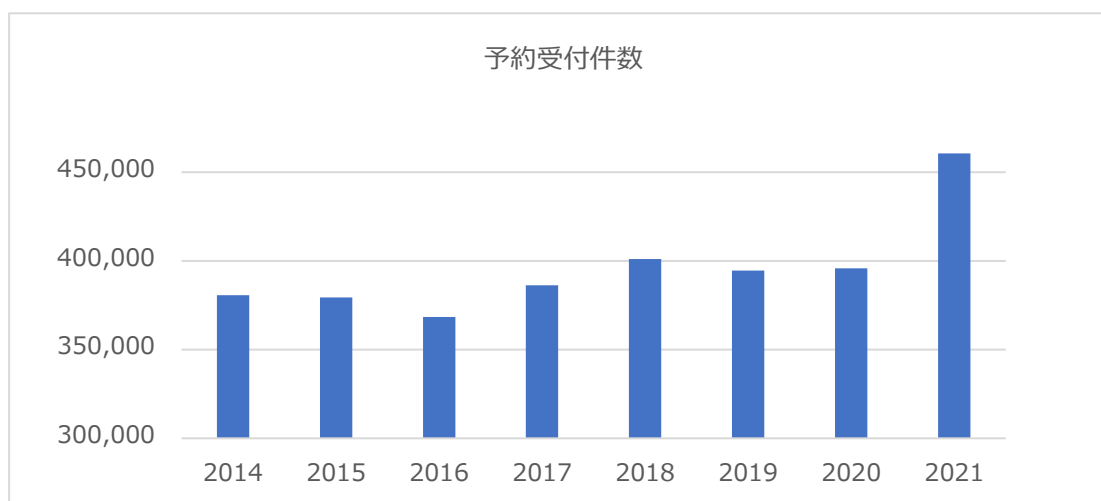
※2020年度から新型コロナウイルス感染症蔓延のため、貸出冊数を無制限とした。



エ. 予約受付件数の推移

(単位：件)

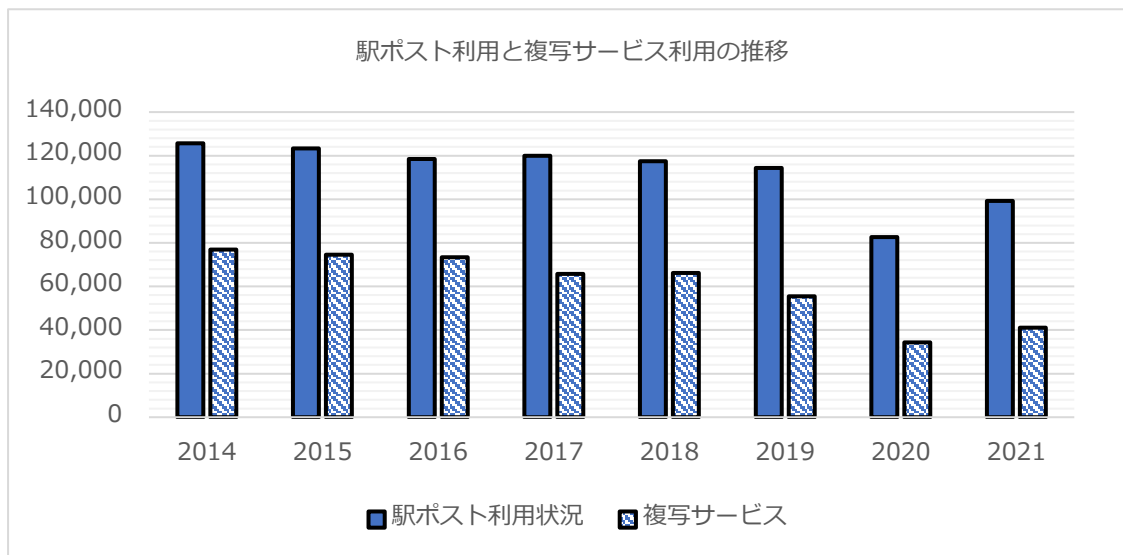
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
予約受付件数	380,692	379,352	368,323	386,322	401,130	394,622	395,826	460,612



オ. 駅ポスト利用状況・複写サービス件数の推移

(単位：件)

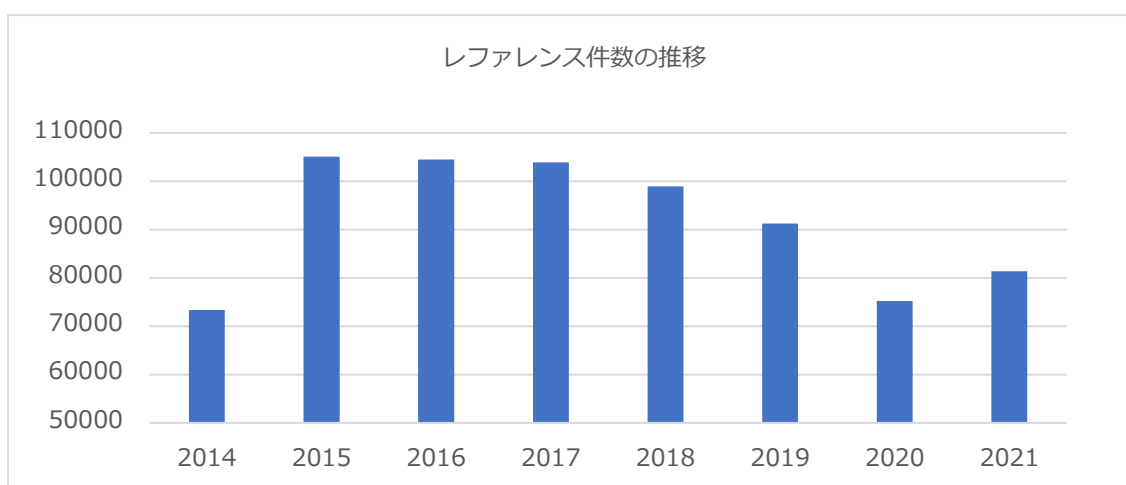
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
駅ポスト利用状況	125,615	123,377	118,429	119,992	117,447	114,420	82,627	99,216
複写サービス	76,850	74,561	73,399	65,811	66,127	55,493	34,314	41,079



カ. レファレンス件数の推移

(単位：件)

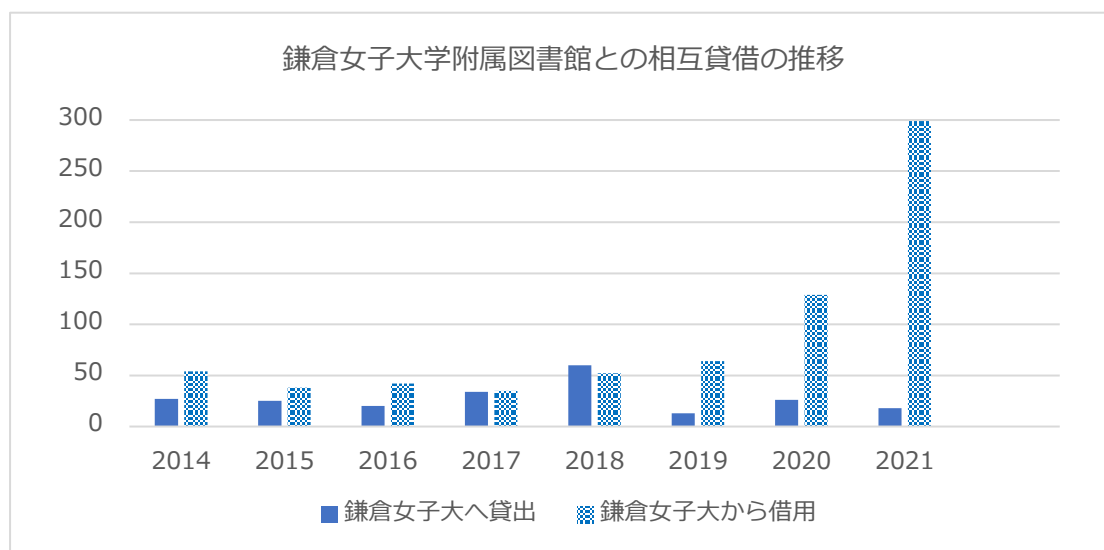
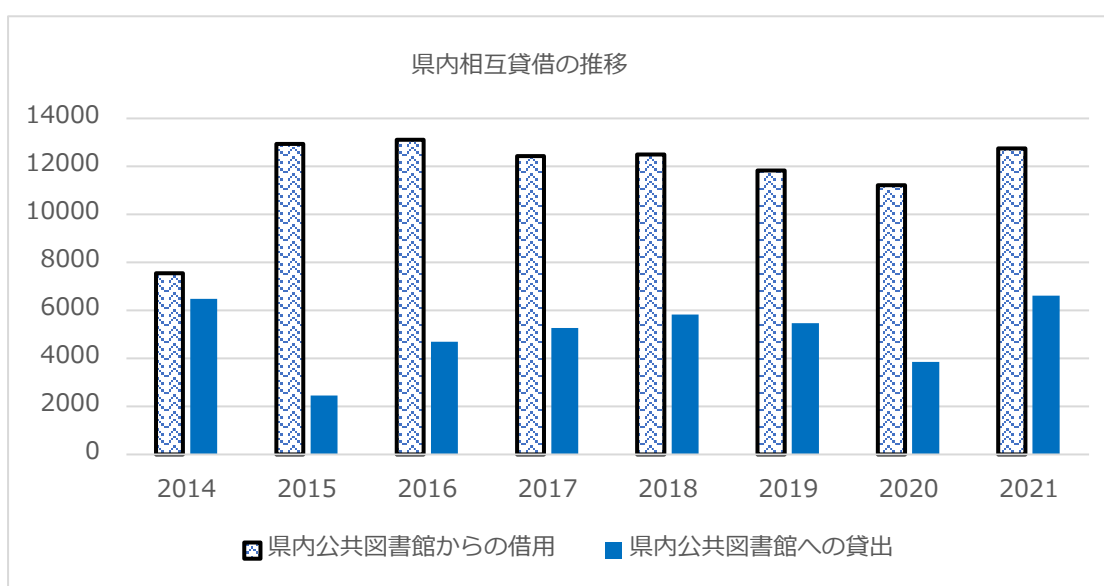
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
レファレンス件数	73,387	105,114	104,515	103,920	98,937	91,252	75,199	81,375



(単位：点)

キ. 県内相互貸借・鎌倉女子大との相互貸借状況

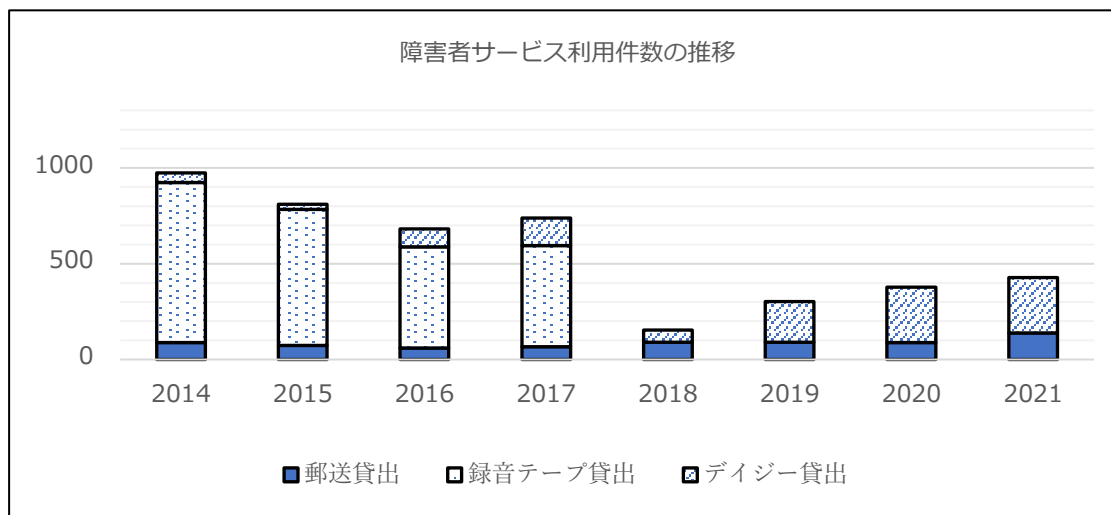
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
県内公共図書館から借用	7,555	12,932	13,110	12,434	12,496	11,835	11,213	12,758
県内公共図書館への貸出	6,481	2,462	4,693	5,264	5,828	5,467	3,852	6,621
鎌倉女子大学 付属図書館へ 貸出	27	25	20	34	60	13	26	18
鎌倉女子大学 附属図書館か ら借用	54	38	42	35	52	64	129	299



ク. 障がい者サービス利用件数(郵送貸出・録音テープ貸出・デイジー貸出)の推移

(単位：点)

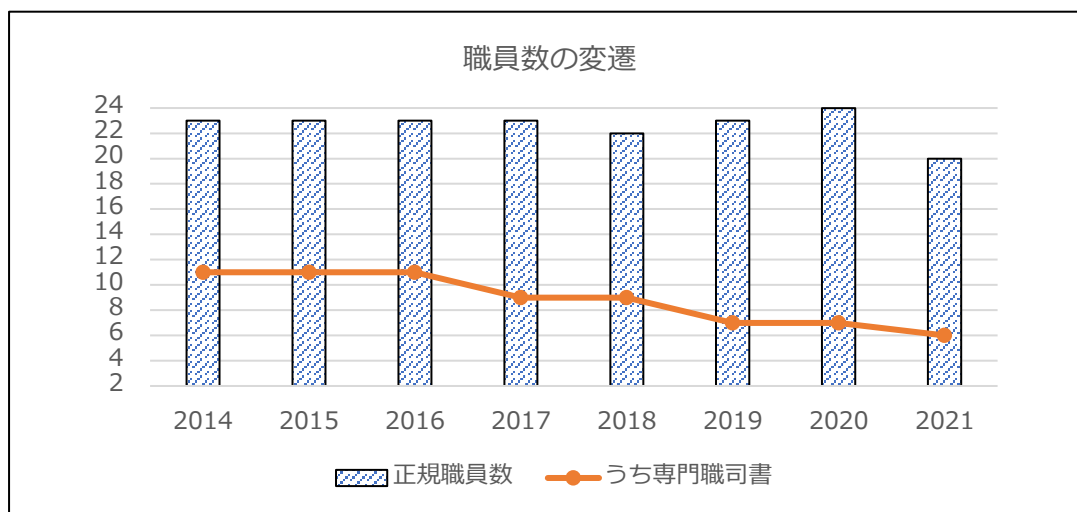
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
郵送貸出 (障害者サービス)	89	73	60	67	90	90	88	138
録音テープ貸出 (障害者サービス)	835	710	528	528	0	0	0	0
デイジー貸出	49	27	93	143	63	212	289	289



ケ. 職員数の推移

(単位：人)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
正規職員数 (再任用除く)	23	23	23	23	22	23	24	20
うち専門職司書	11	11	11	9	9	7	7	6



〈様々な数値と鎌倉市図書館の比較〉

	人口 173,000 人として計算			平均人口 183,502 人	平均人口 182,336 人
	鎌倉市図書館 (5 館合計)	公立図書館の 任務と目標 (L プラン 21 改 訂) 達成すべき 基準値	これからの図 書館像	貸出密度 ¹³ 上 位の公立図書 館整備状況	※ 関東地方同 規模自治体図 書館平均
	2021 年	2004 年	2006 年	2018 年度	2018 年度
		日本図書館協 会	文科省これか らの図書館の あり方検討協 力者会議	日本図書館協 会	
延べ床面積 (㎡)	5,054	6,643	5,776	7,495	6,700
蔵書冊数	634,285	693,400	784,876	925,218	722,091
開架冊数	320,000	361,613	590,220	559,790	510,111
資料費(円)	26,171,000	85,492,200	71,160,446	78,119,000	51,349,182
市民 1 人あ たり資料費(円)	151.2	544.4	411.3	425.7	281.6
年間増加冊数	21,502	46,570	40,336	40780	24,791
一般会計に占 める図書館費 の割合	0.23%				0.41%
職員数	55	70		73.7	74.2
専任職員数	21		30	30	23.1
非常勤・臨時 (委託・派 遣) 職員	34			43.7	51.6

※ 15～20 万人口の関東地方自治体のうち、人口平均が「貸出密度¹³ 上位の図書館」平均数値人口 (183,500 人) に近い 11 市を選んだ。

【小山市、浦安市、習志野市、佐倉市、立川市、日野市、三鷹市、流山市、小平市、小田原市、八千代市】

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を除くため、平成 30 年度 (2018 年度) の数値を参考とした。

(『日本の図書館 統計と名簿 2019』日本図書館協会 から)

7-3 用語解説

1 【鎌倉市スマートシティ構想】 P3

スマートシティとは、地域の抱える課題を解決し、持続可能な街づくりを進めるために、データやテクノロジーを利活用する取組。「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」を目指し、データやテクノロジーを活用した市民参加型のスマートシティの取組における基本的な考え方をまとめたものが「鎌倉市スマートシティ構想」である。

2 【ユニバーサルデザイン】 P3,19

「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする」こと。アメリカのロナルド・メイスが中心になって提唱した。対象を障害者や高齢者にしぼらない点が「バリアフリー」とは異なる。

3 【図書館業務システム】 P5,10,12,16,21,25,27,52

図書館の業務を行うためのコンピュータシステム。本・雑誌ほか図書館資料の書誌情報と所蔵情報、利用者登録、貸出や予約などの利用情報、蔵書検索、図書館ホームページなど一括管理するシステムパッケージのこと。

4 【こどもほんしえるじゅ】 P5

子どもの求めに応じて本を手渡す環境をつくり、子どもの周りの大人へも調べもの等の支援を行う、子どもの本のコンシェルジュ。

5 【ブランクエリア】 P5,26

ここでは図書館から遠く離れているなどの理由で、図書館サービスが行き届いていない地域のことを指している。

6 【電子書籍】 P5,8,15,25,26,44,56,62

専用の端末や、タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された本のこと。

7 【e-kanagawa】 P5,6,44

神奈川県と県内市町村などが共同で提供している電子申請、施設予約、電子入札などのオンライン行政サービス (e-KANAGAWA)。

8 【アクセシビリティ】 P9,15

情報への近づきやすさ、施設やサービスの利用のしやすさ。障害者が他の人と同じように情報や施設、サービスを利用できること。

9 【レファレンスサービス】 P13,23,27,28

調べごとや探しもののお手伝い。何らかの情報を求めている人に対し、図書館員がその回答や参考となる資料を紹介するなどして、利用者と必要な資料や情報との出会いを助けるサービス。

- 10 【蔵書回転率】 P14
蔵書 1 冊につき、1 年間に何回貸出されたかを示す数値。年間貸出冊数÷蔵書冊数。
- 11 【蔵書新鮮度】 P14
1 年間に蔵書がどれだけ新しくなっているかを示す数値。新規受け入れ冊数÷蔵書冊数。
- 12 【蔵書更新率】 P14
資料の更新が 1 年間にどの程度されているかを示す数値。
(受け入れ冊数+除籍冊数)÷蔵書冊数。
- 13 【貸出密度】 P14,70
ある期間における住民一人当たりの貸出冊数。貸出延べ冊数÷人口。
- 14 【大活字本】 P15,16,25,26
弱視者（低視力者、高齢者など）にも読みやすいように、大きな活字で版を組みなおされた本のこと。
- 15 【デイジー図書／マルチメディアデイジー】 P15,26
デイジー図書とは、CD-ROM などに録音した図書のこと。通常の録音図書と違い、大量の情報を蓄積でき、読みたいページへのジャンプ機能がついているなど利便性が高い。
デイジーは専用の機器でしか再生することができないが、一般的な利用ができるようパソコンでの再生に対応したものがマルチメディアデイジーである。
文字・音声・画像を同時に再生でき、文字の大きさや読み上げるスピードの変更なども可能。どちらも印刷された文字を読むことが難しい障害をもつ人などの読書手段として利用される。
- 16 【LL ブック】 P15,26
「やさしく読みやすい本」という意味のスウェーデン語（Lättläst）の略。文字情報を正確に読めない・読むことが苦手な人のために読みやすく書かれた本。幼児向けという意味ではなく、それぞれの生活年齢に合った内容が、易しく理解できるよう配慮されている。
- 17 【サピエ図書館】 P15
日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている図書館。会員登録することによりホームページから点字データ、デイジーデータをパソコンや携帯電話にダウンロードすることができる。また、加盟している図書館が所蔵する資料を、オンラインリクエストなどによって利用できる。
- 18 【タブレット】 P15,26,27,56,61
板状・薄型のコンピュータや周辺機器。タブレット PC をさすことが多い。
- 19 【Wi-Fi】 P15,19,26,27
インターネット接続ができる無線 LAN サービス。導入することで、図書館内の好きな場所で、手持ちの端末を利用した調べものができるようになる。

- 20 【MLA 連携】 P15,26
文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のデジタルアーカイブ化（博物館・美術館などの所蔵資料や、大学・研究機関などの公共性が高いデータを電子化して管理・公開するシステム）等の課題を共有している博物館・美術館〈Museum〉、図書館〈Library〉、文書館〈Archives〉の間で行われる連携・協力活動のこと。
- 21 【デジタルアーカイブ】 P15,26
文化資産をデジタル映像で保存蓄積するもの。鎌倉市図書館では近代史資料室の古写真や絵図、古地図等を順次デジタル化し、ホームページ上で公開している。
- 22 【データベース】 P15,25,26,27
特定のテーマに沿ったデータを集めて効率的に管理し、使いやすくしたもので、利用するためには有料の契約が必要なものもある。官報や判例、過去の新聞記事の検索ができるものなどがある。
- 23 【コンテンツ】 P15,26
「情報の中身」のこと。写真や動画、図、記事など。
- 24 【かまくら読書活動支援センター】 P19
「子ども読書活動推進計画」の推進のためには、家庭・地域・学校・図書館・行政機関が連携して取り組むことが大切で、連携をより円滑に図るための連絡・調整のための窓口を「かまくら読書活動支援センター」といい、市内各図書館に設置している。その事務局と学校貸出の拠点深沢図書館が担っている。
- 25 【IC タグ】 P19
電波によって物の判別・管理をする仕組み。データの記憶、読み取り、発信が可能で、極小のタグ（「荷札」の意）を取り付けて利用される。バーコードより多くの情報が記憶できる。
- 26 【MARC (Machine Readable Cataloging) 機械可読目録】 P25
資料の書名、著者名、出版事項、収録タイトルなどの書誌事項をコンピュータで処理できるよう作製されたもの。
- 27 【類縁機関】 P23
公共図書館以外の図書館及び関連機関で、公共図書館の側から見て地域的な協力相手になる機関をさす。
- 28 【UD フォント】 P27
「ユニバーサルデザインフォント」。誰にでも読みやすいように配慮された書体のこと。
- 29 【ピクトグラム】 P27
文字を使わず、絵で表した文字、絵で表した言葉のこと。図記号の一種。

30 【YA】 P23,27

YAとは「ヤングアダルト」の略。ヤングアダルトとは若い大人という意味で10代の利用者を指す。1920年代以降、アメリカの図書館で使われ始めた。児童と成人の間に位置する10代を、独特の配慮を要する利用者層として位置づけ、ヤングアダルトサービスを行っている。YAサービス、ティーンズサービスと呼ぶこともある。

31 【ファンタスティック☆ライブラリー】 P23

鎌倉市図書館で年一回行われるいわゆる「図書館まつり」のこと。市民団体と協働で行われている。

第 4 次鎌倉市図書館サービス計画

令和 5 年（2023 年）3 月発行
鎌倉市教育委員会 教育文化財部 中央図書館
〒2480012 鎌倉市御成町 20-35
0467 (25) 2611
Mail:chulib@city.kamakura.kanagawa.jp
URL:<https://lib.city.kamakura.kanagawa.jp>